

令和2年 6月定例会（
6月 1日 開会
6月17日 閉会

飯綱町議会 会議録

令和2年6月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（6月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告、質疑	10
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第48号から議案第51号の一括上程、説明、質疑、付託	20
○議案第52号の上程、説明、付託	27
○議案第53号から議案第55号の一括上程、説明	29
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○請願の付託	35
○陳情の付託	35

○散会の宣告	36
--------	----

第2号（6月3日）

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○事務局職員出席者	38
○一般質問一覧表	39
○開議の宣告	40
○一般質問	
樋口 功	40
目須田 修	51
渡 邊 千賀雄	63
伊 藤 まゆみ	76
○散会の宣告	85

第3号（6月17日）

○議事日程	86
○本日の会議に付した事件	86
○出席議員	86
○欠席議員	87
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
○事務局職員出席者	87

○開議の宣告	88
○諸般の報告	88
○常任委員会審査報告、質疑	88
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	93
○議案第53号の質疑、討論、採決	104
○議案第54号の質疑、討論、採決	105
○議案第55号の質疑、討論、採決	106
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議員派遣の件	113
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	114
○町長あいさつ	114
○閉議及び閉会の宣告	116
○予算決算常任委員会 審査報告書	117
○総務産業常任委員会 審査報告書	120
○福祉文教常任委員会 審査報告書	124
○会議録署名	127

飯綱町告示第81号

令和2年6月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2年 5月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 2年 6月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和2年6月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和2年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月1日（月曜日）午前10時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 5号 令和元年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 6号 令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について
- 日程第 4 議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 5 議案第48号 飯綱町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第50号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第51号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第52号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第53号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 令和2年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 請願

請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書

日程第 16 陳情

陳情第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	清 水 均	2 番	風 間 行 男
3 番	中 島 和 子	4 番	目 須 田 修
5 番	瀧 野 良 枝	6 番	原 田 幸 長
7 番	石 川 信 雄	8 番	荒 川 詔 夫
9 番	伊 藤 まゆみ	10 番	清 水 満
11 番	樋 口 功	12 番	渡 邊 千賀雄
13 番	原 田 重 美	14 番	青 山 弘
15 番	大 川 憲 明		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	教 育 長	馬 島 敦 子
監 査 委 員	山 本 孝 利	農 業 委 員 会 長	清 水 藤 一
選 挙 管 理 委 員 長	三 ツ 井 吉 次	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭
住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕	保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦
産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗	建 設 水 道 課 長	土 倉 正 和

教 育 次 長 高 橋 秀 一 飯 綱 病 院 事 務 長 大 川 和 彦

事務局職員出席者

事 務 局 長 笠 井 順 一 事 務 局 書 記 関 竜 典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんおはようございます。

今回の6月定例会は、コロナウイルスの対応で、議案審議、また一般質問等での時間短縮等を行いたいと考えております。平常の議会とは少し異なりますが、議員の皆さんの協力をいただきたいと考えています。よろしくお願い致します。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和2年6月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和2年飯綱町議会6月定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、6月定例会を招集いたしましたところ、定刻までにご参集頂き御礼申し上げます。

まず初めに今6月議会の運営におきまして、コロナ対策から議案審議、一般質問等その取扱いにつき、格別なるご配慮を賜りまして厚く御礼申し上げます。提案者側の説明や答弁におきましても、短時間に要領よく申し上げますのでお願いいたします。

大変ご心配を頂いております新型コロナ対策であります。本日から小中学校も通常通りの授業となりました。子供たちにとって待ちに待った日でもあり、このまま続いてほしいと強く願っております。新型コロナ感染症の終息という面では、まだまだ予断を許さない状況が続いており、第2波、第3波の感染拡大に備えて防止策の徹底を図っていく必要があると思っております。

ります。

また、既に経済的な面で大きな影響を受けている町民や商工、観光事業者等への支援も引き続き実施していくと共に、農家などに対しても売り上げの減少や諸経費の増額等に対して、応分の支援を考えていく必要が出てくると感じております。

医療面においても新型コロナが終息する迄の間、医療機関への支援がとても大切であると考えております。飯綱病院は地域の中核的病院として、その機能を十分に果たしておりますが、コロナ対策においてもその存在は非常に大きなものを感じております。新型コロナの院内感染により、飯綱病院の機能がストップする。もしそんな状況が起きたと仮定しますと、町民の生活は大きな影響を受けることとなります。通院、入院を問わず医療の提供は大幅に制限され、混乱を招くことは容易に推察できます。全国的に見ても、今回のコロナ対応により、公立病院等の経営状況は、とても悪化していると報じられております。飯綱病院でも、コロナ感染症の院内感染を徹底的に防止する観点から、入院患者の制限や外来患者の慎重なチェックを実施しており、診療収入の減収を余儀なくされております。病院長を始めとする医療現場の努力にも限界があります。今後訪れるであろう様々な医療需要に備えるためにも改めて病院存続の必要性を強く感じております。病院事業運営への一層のご理解を願うものであります。

さて今6月定例会には、報告案件3件、条例案件4件、予算案件4件、その他案件3件の計14件の提案をしております。

報告案件は、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、令和元年度公共下水道特別会計における繰越明許費繰越計算書の報告、ふるさと振興公社の経営状況の報告の3件であります。

条例は、新型コロナ関係として、税条例の一部改正は軽自動車税や個人住民税、固定資産税の新たな軽減措置や軽減期間の延長などの改正、また国民健康保険条例の一部改正は新型コロナ感染症に感染した人、または疑わしい人で労務に服することができなかった者への傷病手当の支給に関する改正、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、公務災害補償を実施するときの補償基礎額の改正、飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例は、

病院の診療費など使用料に関する債権放棄について、民法の改正に伴う改正の4件であります。

予算関係では、一般会計補正予算（第2号）におきまして、既決の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,285万1千円を増額し、予算の総額を97億1,597万1千円といたしました。

歳出で主なものは、新型コロナ対策に伴う助成金や支援金、病院事業会計への繰り出し金であります。今回予算計上いたしました対策費は町独自のものであり、ひとり親世帯への2万円の給付、国の事業である事業持続化給付金に売り上げ減少率の規定により該当しなかった事業者や、県と市町村が連携して実施しております30万円の協力金や支援金を一定の要件を満たさず、受けることができなかった事業者等への給付、社会福祉協議会を始めとする町内の社会福祉関係団体、6団体への支援金などで総額9,550万円を計上いたしました。詳細な内容につきましては、提案説明におきまして申し上げますのでお願いいたします。

歳入につきましては、国庫支出金8,979万7千円、内コロナ感染症対応地方創生臨時交付金で8,932万6千円、を主な財源として見込んでおります。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、コロナ関係に基づく傷病手当の支給に必要な予算措置であります。

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険料の低所得者保険料軽減後の保険料が確定したことに伴う、保険料の減額や一般会計からの繰り入れの増額など歳入の補正、歳出では地域包括支援センター費において、産休代替えの臨時職員の人件費の増額を計上しております。

病院事業会計補正予算（第1号）は、事業収益としてコロナ感染症対策による医業収益の減少やそれに対応すべく町の一般会計からの負担金の増額、事業費用としては、コロナ感染症対策費の増額等を主な補正内容としております。

その他の案件は、町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の変更に伴う規約の変更、町道の認定、工事請負契約の締結についての3件であります。

新型コロナウイルス感染症対策から、今議会への提出案件はどうしても必要なものだけに絞らせていただきましたが、十分にご審議の上、原案通りのご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして開会のあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、2番、風間行男議員、3番、中島和子議員、4番、目須田修議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満でございます。

本日招集されました令和2年6月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

5月25日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から6月17日までの17日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、3日に、会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より行います。通告者は4名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は4日に開催し、予算決算常任委員会は12日に開催します。

17日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和2年2月分から令和2年4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（大川憲明） 報告第5号「令和元年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第6号「令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第7号「有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について」、以上、「地方自治法施行令第146条第2項」の規定による報告案件2件、「地方自治法第243条の3第2項」の規定による報告案件1件の計3件を一括して説明を求めます。

尚、質疑は報告ごとに行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

最初に、徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第5号）

○総務課長（徳永裕二） 報告第5号につきまして、ご説明申し上げます。

報告書並びに議案の提案説明書 1 ページ上段をご覧ください。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項に関する、繰越明許費に係る繰越計算書の報告でございます。

内容につきましては、3 月定例会において一般会計補正予算第 7 号に計上した繰越明許費 16 事業について、その繰り越した額及び財源を報告するものです。繰越額は、5 億 4,768 万 5 千円。財源内訳は、国県支出金 2 億 48 万円、町債 2 億 4,680 万円、分担金等 46 万 3 千円、一般財源 9,994 万 2 千円でございます。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 次に、土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（報告第 6 号）

○建設水道課長（土倉正和） 報告第 6 号、令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案説明をいたします。提案説明書の 1 ページ中段をお願いいたします。

繰越額は、2 億 7,750 万円。財源内訳は、国庫支出金 1 億 5,000 万円、町債 1 億 1,840 万円、一般財源 910 万円です。

概要は、飯綱町公共下水道管路施設工事費及び同工事監理委託費です。袖之山地区及び牟礼西部地区の両農業集落排水施設の公共下水道への統合、つなぎ込みのための、管渠建設工事と同工事の監理委託業務であります。

関係法令は、地方自治法施行令第 146 条第 2 項です。

よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 次に、平井産業観光課長。

尚、本報告第 7 号についての詳細な説明は日を改めて行う予定となっております。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（報告第 7 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） 報告第 7 号、有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。議案の提案説明書の 1 ページ下段をご覧ください。

去る5月26日に行われた第27期定時株主総会の書面により決議された内容に基づきまして、決算の概要をご説明します。なお、詳細につきましては、本定例会中の12日に行われます全員協議会において、社長の平塚様から改めてご説明させていただきますのでご承知おきください。

まず、部門ごとの売上げについてその概要をご説明申し上げます。

最初に農作業受託部門では、前年比105.6パーセント、金額では46万9千円増加の872万5千円となります。特に水稲において、作業受託は前年対比99パーセントで昨年並みの2,630aです。自社水稲栽培の面積は6.9haで前年対比102パーセント、収量は18.66トンで前年対比110パーセントです。自社販売14.8トン、JAへは3.8トンを出荷販売しています。田植えや収穫は予定期間に行うことができたものの、中干し以降の雑草の繁茂により反収は300kg台で、収量が伸び悩んでいます。

一方で、そばについては電柵の設置によりイノシシの被害は抑えられたものの、梅雨が長引いたため中間播きについては収穫が無く、秋蕎麦についても梅雨明け以降降雨の日が多く、播種が9月まで及んだことから、盆過ぎに播種した圃場はほぼ収穫が無く、夏蕎麦を含めた全体では、前年比78パーセントで収量は12,015kgです。

次に、農産物直売所の四季菜ですが、前年比108.1パーセント、金額では613万1千円増加しまして8,141万円の実績を残すことができています。営業日数は前年より9日多い285日、来客は454人増加の64,912人となります。これは、4、8、10月は前年実績を下回ったもののその他の月は前年を超え、11月は長野市の台風被害の影響からか、りんごの売上が大きく増加したことと、4月から本格食パンの販売を手掛けたことで、客数の増と売上げの伸びに大きく貢献されたものと考えられます。なお、イベント販売等については、4月から1月までは前年並みの売上となりますが、2月以降は新型コロナウイルスの関係でイベントが中止となり、結果的に大幅な減少となっています。

次に、よこ亭ですが、今期の売上は前年比99.3パーセント、金額では34万3千円減少の4,954万2千円となります。来客数は、前年比97.9パーセントの38,530人ですが、当期利益は前年比110.4%で717万3千円の実績です。

一方で、9月15日より注文方式をタブレットに変更、レジも直売所同様のタッチパネルのレジで営業をスタートして、従業員の負担軽減につなげていますが、人手不足の問題が顕著となり、働く環境を変え人員を増やすことを今年度の目標としていきます。

最後に助っ人クラブですが、前年比88.6パーセント、金額では165万9千円減少し、1,295万6千円となります。こちらにおいても、クラブ員の人数不足、高齢化が課題となっております。また、若い人を育てたいところですが、通年雇用が難しいため敬遠されてしまうことで、なかなか人材を確保できず、農家からの新規依頼を受託できない状況です。

2番目に決算概要について、売上げの合計は、1億9,695万2,019円で前年比101.7パーセント、342万4千円の増加となっております。売上総利益は、1億4,143万7,545円で前年比100.8パーセント、121万円の増加となっております。営業利益はマイナス81万3,216円、経常利益は94万6,163円、当期純利益は57万9,301円と、3年続けてプラス決算にまとめることができました。

3番目の飯綱町の出資状況ですけれども、発行済の株総数600株に対し町の保有は550株、金額にして2,750万円、率にして91.6パーセントの保有割合となっております。

根拠法令につきましては、地方自治法第243条の3第2項、出資比率50パーセント以上の法人に関する経営状況の議会への報告義務に基づくものでございます。以上よろしくお願い致します。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、報告第5号、令和元年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑のある方おられますか。青山議員。

○14番（青山弘） 議席番号14番、青山弘です。

3月定例会の補正予算第7号で設定した繰越明許費と今回報告の繰越額が642万円ほど違います。特に地方道改修費が470万円ほど少なくなっています。こういった理由で金額が減ったのか説明をお願いします。また、世界に誇る力強い産業形成事業では、150万円ほど少なくなっています。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。繰越に関する制度的なものを含めてお答えさせていただきます。いただいた方がわかりやすいと思いますので、まず、制度的なものに触れてから、今の質問にお答えさせていただきます。

まず、繰越をする場合は、地方自治法に基づき、繰越明許費の設定を予算で定めなければならないことになっており、3月定例会補正予算第7号においてこれを定めています。

この際には、繰り越す事業とその事業において繰り越して使用することができる経費（金額）を定めており、この定めた使用することができる経費の範囲内で繰り越すことになります。言わばこの時点では繰り越す上限となります。

3月補正の段階では、この額で繰り越したわけではありません。当町では、繰越の設定は3月定例会で行うことが多いわけですが、12月でもできますし、理由があれば必要となった時点の補正予算において設定することができます。また、繰越を設定することにより年度をまたいだ契約も可能なことになります。

繰越を設定した事業はまだ年度末まで続くこととなりますので、年度末において実際に翌年度に繰り越す額を決定することになります。未契約で繰り越す事業や年度末時点での出来高払いのない事業などは比較的、補正（設定）の時点と同額になりますが、補正（設定）から年度末までの間において入札を行った事業や年度末時点で出来高払いをしたような事業については、設定した際の経費（金額）と相違する、必ず少なくなるわけですが、そのようなことが多くなります。

このため、実際に繰り越した額を翌年度の5月31日までに繰越計算書として調整し、次の議会に報告しなければならないと、地方自治法施行令で定められておりまして、本日説明させていただいたということでございます。

今回の報告の中では3事業、設定の際の金額と相違していますが、この内、世界に誇る力強い産業形成事業と農地単独災害復旧事業は、年度末に出来高払いをしており、繰越の設定の際に見込んだ出来高よりも工事等が進み、令和元年度で支払う額が多くなったため、翌年度に繰り越した額が少なくなっています。

また、地方道改修費は、繰越の設定後に入札を行い、予定額よりも低い額で契約することができたため、繰り越した額が少なくなっています。

なお、繰り越して使用する額が、設定した際の経費（金額）よりも多く必要になってしまったような場合は、年度末までであれば、繰越明許費を補正で変更することも可能です。

今回の相違している3事業については、出来高払いの関係、また設定後の入札執行の関係で違っているというものでございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 議席番号7番、石川です。この度の繰越明許費の報告についてですが、本来、予算を立てた年に事業が完了して然るべきだと思いますが、何らかの事情により、完了しなかったということだったと思います。今般のコロナ関係により、事業によっては遅れが出ているものがあると思いますが、進捗状況と今年度事業に対する取組みの目標値を定めているようでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご心配いただき、ありがとうございます。先ほども青山議員からもありましたが、原則は当該年度で予算措置したものは当該年度で終了するという事です。繰越した事業等については、補助金なり起債なりが確定しているため、早く発注をして、年度内の完成を目指すことを徹底しております。しかし、設計業務等々で計算通りに行かないことも出てきていると思います。幸いなことに一番大きな事業である庁舎建設事業等を含めて、資材の調達が遅れていてダメだとか、人夫が確保できなくて工事期間を延長せざるを得ない、という協議は今のところありませんので、今年度はコロナがありますがこのままスムーズに進んで行けるだろうと思っております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（大川憲明） 報告第6号、令和元年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（大川憲明） 報告第7号、有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についての質疑を行います。質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間行男です。先般、公社の職員が田植え機を煩雑に扱いました。田植え機は町の備品であり、おそらく彼らは認識が甘いのではないか。この点は経営にも影響するのではないかと思いますので注意が必要ではないでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 振興公社については、副町長が役員として参画しておりますが、現在空席ですので代わってお答えいたします。公社については、機械類の扱いについて、議員からもっと大事に扱うべきだと指摘を何回もいただいている記憶があります。その通りだと思います。設備投資は町がやっています。普通でしたら1,000万円で買ったものを何年の内に償還して、元をとらないくてはいけないと。1年でも長持ちさせたいというのが普通です。民間の会社として設立している振興公社でございますので、職員へのそういった点の徹底はこれからもしていきたいと思います。皆さんからも厳しいご指摘等をいただければありがたいと思います。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄です。この場で質問するのが適当か判断しかねるところではありますが、課長の説明の最後に、出資に関しての説明がありました。現在は町を始めとして3社が出資していますが、オーガニックリゾートが天狗の館関係の指定管理から外れました。今後オーガニックリゾートは株を保有される予定でしょうか。

言い直します。オーガニックリゾートはこれまで長年にわたり町の事業を受託してきましたが、今回、指定管理者から外れ、新たに東高原観光開発株式会社が受託するようになりました。

それに関連して出資者も変わるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。オーガニックリゾート株式会社が保有しておりました株につきましては、ファーストパシフィックキャピタルが引き継ぐということで進めております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。樋口議員。

○11番（樋口功） 11番、樋口功です。食ごよみ日和の関係でお聞きします。昨年12月末をもって閉店となった施設が5か月を経ても何の動きもないという点について、町はどのように考えていらっしゃるのか。また、12日に会社社長が説明にいらっしゃいますが、日和につきましては、テレビや新聞等で報道され、経営者の努力もあって、客足が伸びてきていたところ、事情があつて閉店、後を振興公社が継ぎました。店は、26ページの今後の方向性にもありますが、4月オープン予定が延びてしまった。そして、考えと売り方が違うのでこれから検討するとありますが、5か月も経ちます。12日に社長がいらっしゃったときには、こういうスタイルで売り方をしていくという案を示すようにお願いします。

まず、町の考えを。施設が5か月も経って何も動きがない。コロナが関係あるかもしれませんが、企画はできると思います。この辺の考えを聞きたいということ。それから、町の意向を確認しつつ進めていくとありますが、町の意向はなんなのか、はっきり教えていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。コロナの影響もあり、開店の時期はずらしております。先日も社長と打合せを行い、今後の方向につきましては、6月の下旬、若しくは7月の上旬から営業を開始していきたいということで進んでいます。内容につきましては、町の意向というのは、今まで食事については、弁当や定食として運営してきておりましたので、でき

ればその一部を引き継いでいただきたいということで調整しております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。中島議員。

○3番（中島和子） 3番、中島和子です。日和のことにに関して教えていただきたいと思います。

損益計算書内訳によると日和の売上高が空欄となっていますので説明をお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かな報告は聞いておりませんが、会計士も入った損益計算書が出ているということは、公社は4月スタートの3月決算だと思いますので、少なくとも令和元年度は3月までに店から上がってくる収入は0だったということです。12月までは前の経営であり決算は済んでいますので、振興公社が引き継いでからは営業をしていないということだと思います。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄です。先ほどの質問と関連します。以前、平塚社長の説明では、三本松直売所を運営していくに当たり、2,000万円程資金が足りないという話があったと思います。その時に増資をされるということを検討されたようですが、その点について、詳細な説明をお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。本年度において、出資金を1,000万円程増資して進めているところです。その他の増資については、手持ち資料がありませんので、また報告させていただきます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

本報告に対する更なる詳細な説明及び質疑については、6月12日、予算決算常任委員会終了後の議会全員協議会で行うことにします。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告は6月12日の議会全員協議会で再度詳細な説明及び質疑を行うことに決定しました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第47号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書2ページ中段をご覧ください。

変更の理由は、長野県町村公平委員会に加入しております、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が、令和2年6月末をもって解散、脱退することに伴う規約の変更でございます。これに伴い加入団体数は、55団体から54団体になります。変更期日は、令和2年7月1日。関係法令は、地方自治法第252条の7第2項です。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号から議案第 51 号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 48 号 飯綱町税条例の一部を改正する条例、

日程第 6、議案第 49 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例、

日程第 7、議案第 50 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、

日程第 8、議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例、

以上、条例の一部改正 4 件を一括して議題としたいと思います。

なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

議案第 48 号から議案第 51 号の提案理由の説明を求めます。

永野税務会計課長、議案第 48 号の説明をお願いします。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 48 号）

○税務会計課長（永野光昭） それでは、議案第 48 号、飯綱町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書及び提案説明書 2 ページ下段をご覧くださいと思います。

改正理由、地方税法等の一部の改正に伴い改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置です。

まず、固定資産税については、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税について、売上高が前年に比べて50%以上減少した場合は課税標準の額をゼロに、減少幅が30～50%未満の場合は半分に軽減するもの。

次に先端設備等導入計画により、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を事業用家屋及び構築物を加え、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長するものです。

続いて、軽自動車税についてでございます。軽自動車税の環境性能割について、燃費基準値達成度に応じて決定される税率を1%減とする臨時的措置を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

続いて、個人住民税について、一定の要件を満たす行事・イベント・スポーツ大会など中止等した場合、入場料等の払戻請求権を放棄した者は、その金額を寄付とみなし、寄付金控除として規定するもの。

住宅ローン控除について、感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居できなかった場合についても、一定の要件を満たす場合は、入居日を令和3年12月31日まで延長し、同様の住宅ローン控除が受けられるようになるものでございます。

施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、個人住民税の規定は令和3年1月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長、議案第49号の説明をお願いします。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第49号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第49号、飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。それでは、議案書及び議案の提案説明書3ページ上段、並びに議案の新旧対照表3枚目をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

改正の理由は、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に対して、労務に服することが出来ない期間について、傷病手当金を支給するためのものです。

主な改正内容でございますが、附則に新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給規定を加えるものです。改正に伴い、附則の部分を項建てから条建てに改めるものです。

施行期日は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用されます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長、議案第50号の説明をお願いします。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第50号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第50号、飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書3ページ下段をご覧ください。

改正の理由及び主な改正内容は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の階級及び勤務年数に応じて規定されている補償基礎額について最大100円引き上げるもの。それから、消防作業従事者等の補償基礎額について最低額を100円引き上げるもの。

また、民法の一部改正に伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日で、令和2年4月1日から適用するものです。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長、議案第51号の説明をお願いします。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第51号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 51 号、飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。議案の提案説明書 4 頁上段をご覧ください。

改定理由は、民法の改正に伴うものでございます。

主な改正内容は、民法の短期消滅時効の廃止に伴う、債権放棄の規定の引用条項を改めるものです。

施行期日は、公布の日でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、議案第 48 号から議案第 51 号の計 4 件について、議案ごとに質疑及び委員会付託を行います。

議案第 48 号 飯綱町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

○議長（大川憲明） 質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 48 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号 飯綱町税条例の一部を改正する条例は、総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（大川憲明） 議案第 49 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。青山議員。

○14 番（青山弘） 14 番、青山弘です。施行期日についてです。附則に、規則で定める日までの間に属する場合に適用する、とありますが、規則とは何でしょうか。また、施行期日を入れる場所ですが、新旧対照表には記載がなく、入れるとすると附則か何かに書かなくてはいけないと思います。それがないと、いつからいつまでという定めがありませんが、良いのでしょうか。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。今後、規則を定めることとなります。附則の規則で定める日というのは、令和 2 年 9 月 30 日までということで予定しています。なぜ、規則で定めるかですが、新型コロナウイルス感染症は、いつまでかが見通せないということから、厚生労働省からの事務連絡等を踏まえて、今のところ 9 月 30 日までを予定しているということで、規則で定めるとしてあります。今後の状況次第においては、この部分は延長されることも十分考えられるということですので、当面、9 月 30 日ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。青山議員。

○14 番（青山弘） 14 番、青山弘です。今の質問の中では、新旧対照表の中に附則が入っていないと良くないのではないかとということも質問しました。その答えをお願いします。

○議長（大川憲明） 暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 03 分

○議長（大川憲明） 再開します。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。新旧対照表は、提案説明書ということで入っていませんが、実際の条例等の中には入ってきます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） 14 番、青山弘です。厚生労働省からの事務連絡で、全く同じ条例の参考例がありますが、そこには附則ということでは入ってきています。期間が定まっていなければ駄目

だと思えます。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 今回の資料としてお出ししている新旧対照表全般に関わることで、お答えさせていただきます。どの議案を見ても新旧対照表には附則が入っていないことがお解りいただけると思います。この新旧対照表としてお出ししている資料については、本文なり、附則の本文を改正した部分を新旧対照表としてお示ししてあり、それぞれの改正に関する附則については、議案の附則をご覧くださいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。改正理由にある、被用者とはどのような方達かを確認させていただきたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 雇われている方。雇用されている方を被用者と定義しています。

○議長（大川憲明） 質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思ひます。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例は福祉文教常任委

員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（大川憲明） 議案第 50 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 50 号は、総務産業常任委員会に付託し審査するにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（大川憲明） 議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 51 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査するにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（大川憲明） ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 20 分とします。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 9、議案第 52 号の前に、報告第 7 号 有限会社ふるさと振興公社の経営状況についての補足説明があります。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） ふるさと振興公社への出資金の件についてでございますが、民間の業者からの出資金を 550 万円程見込んでおります。

◎議案第 52 号の上程、説明、付託

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 52 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 52 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 52 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 4 ページ下段から 5 ページをご覧ください。

令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、9,285 万 1 千円を増額し、補正後の予算額を 97 億 1,597 万 1 千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明します。

2 款、総務費は、基金運用益の確定により基金積立金を増額。なお、基金積立金は他の款に

においてもそれぞれ増額しております。また、集会施設整備事業において、緊急性の高い修繕工事の要望が発生したこと、建物のアスベスト除去に対する補助等の補助率を引き上げたいことから 160 万円を増額。

3 款、民生費は、新型コロナウイルスに係る町独自の支援で、地域福祉推進事業において、町内の福祉事業所へ各 10 万円を支援するための 60 万円を増額。一人親世帯生活支援事業、新設の事業になります、において、1 世帯当たり 2 万円を支援するための 180 万円を増額。低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、介護保険事業特別会計の繰出金を増額。

4 款、衛生費は、新型コロナウイルスに係る医療体制支援等で、病院事業会計への繰出金を 6,600 万円増額、また、可燃ごみ収集費において、収集運搬業務委託料を 194 万円増額。

6 款、農林水産業費は、県営事業の用水路改修の一部が前倒しとなったことで、負担金を 420 万円増額。

7 款、商工費は、新型コロナウイルスに係る町独自の支援等で、商工振興費において、主に国の持続化給付金の対象とならない町内事業者等への給付金を 1,650 万円、観光費において、飯綱東高原観光施設の指定管理者への委託料等を 1,060 万円それぞれ増額。

10 款、教育費は、小学校整備（空調整備）が令和元年度の国の補正予算において対応でき、3 月定例会の補正予算第 7 号に計上しましたので、相当分について、本年度予算を減額。

11 款、災害復旧費は、台風 19 号の関係で、土砂に埋まり災害状況がはっきりわからなかった水路が正式に採択されたことで。農地補助災害復旧費を 349 万 9 千円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明します。

14 款、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金が 8,932 万 6 千円交付される見込みとなりました。主な充当先は病院事業会計の繰出金、商工振興費などを予定しております。その他、歳出で説明しました、介護保険事業及び災害復旧事業に係る負担金、補助金の増額、小学校整備に係る交付金の減額。

15 款、県支出金は介護保険事業に係る負担金の増額。

16 款、財産収入は基金運用益の増額。

19 款、繰越金で 2,545 万 5 千円を増額。

20 款、町債は各事業費の減に伴い 3,200 万円を減額。これに伴い、地方債補正の限度額も 2 つの起債合計で 3,200 万円減額するものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 52 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 53 号から議案第 55 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 10、議案第 53 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 11、議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 12、議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）、

以上 3 件は補正予算案件であります。

ついては、一括して 3 件の提案理由の説明を求め、最終日 6 月 17 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

議案第 53 号から議案第 55 号の提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長、議案第 53 号の説明をお願いします。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 53 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 53 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。それでは、議案書及び議案の提案説明書 5 ページ下段から 6 ページをご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

1. 補正予算の概要でございますが、補正前の予算額 12 億 9,727 万 3 千円に歳入歳出それぞれ 100 万円を増額し、補正後の予算額を 12 億 9,827 万 3 千円とするものです。

2. 主な補正内容でございますが、歳入において、県支出金で 100 万円の増を見込み、歳出については、保険給付費の傷病手当金として 100 万円の増、国民健康保険事業納付金の額が確定したことにより 19 万 4 千円の増、それを予備費で減額し調整するものです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長、議案第 54 号の説明をお願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 54 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。提案説明書の 6 ページ中段をご覧ください。

補正の概要について、補正前の予算額 12 億 6,557 万 1 千円、今回、歳入歳出それぞれ 344 万 1 千円を増額し、補正後の予算額 12 億 6,901 万 2 千円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入では、介護保険料の低所得者保険料軽減後の保険料確定による補正です。介護保険料、第 1 号被保険者保険料で 392 万 6 千円を減額、国庫補助金（地域支援事業交付金）で 124 万 5 千円を増額、支払基金交付金（地域支援事業交付金）で 15 万 9 千円を増額、県補助金（地域支援事業交付金）で 62 万 2 千円を増額、一般会計繰入金の地域支援事業繰入金で 62 万 3 千円、低所得者保険料軽減繰入金で 471 万 8 千円の増額です。

歳出では、会計年度任用職員採用による補正で、介護予防生活支援サービス事業費（パートタイム会計年度任用職員報酬等）で 59 万 2 千円、地域包括支援センター費（産休代替えのフル

タイム会計年度任用職員給与等)で284万9千円を増額とするものです。

以上ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(大川憲明) 大川病院事務長、議案第55号の説明をお願いします。

[病院事務長 大川和彦 登壇・説明](議案第55号)

○病院事務長(大川和彦) 議案第55号 令和2年度飯綱町病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明致します。議案の提案説明書6ページ上段をご覧ください。

1. 補正の概要は、病院事業収益に746万6千円を増額し、23億9,746万6千円に。病院事業費用に746万6千円を増額し、23億9,746万6千円に。資本的収入に1,727万9千円を増額し、2億635万9千円にするものです。

2. 主な補正内容でございますが、事業収益では、新型コロナウイルス感染症対策による医療収益の減補正と他会計負担金の増補正でございます。事業費用では、医師の退職に係る共済費負担金の増補正と新型コロナウイルス感染症対策費の増による診療材料購入費の増額補正になります。資本的収入は、繰入基準の不足相当分に係る他会計負担金の増となっています。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(大川憲明) 以上で説明を終了します。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大川憲明) 日程第13、議案第56号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。土倉建設水道課長。

[建設水道課長 土倉正和 登壇・説明](議案第56号)

○建設水道課長(土倉正和) 議案第56号 町道路線の認定について、提案説明をいたします。

議案書並びに議案の提案説明書7ページ上段をお願いします。

認定理由は、未認定道路の新規認定です。

認定路線は、町道 M3-505号線です。

起点は、飯綱町大字牟礼字西前坂746-1。終点は、飯綱町大字牟礼字西前坂762-5。

延長は、395.0メートル。幅員は、4.0メートルから4.0メートルです。

新たに道路を認定するための、起点・終点の設定行為であります。

本路線M3-505号線は、議案書の裏面の位置図のとおり、飯綱病院付近の県道長野荒瀬原線から、牟礼フルーツセンター付近への四ツ屋地区、埋め立て地内の道路となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第56号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第14、議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第57号）

○教育次長（高橋秀一） 議案第 57 号 工事請負契約の締結について、提案理由をご説明させていただきます。議案書及び議案の提案説明書 7 ページ下段をご覧ください。はじめに、議案書をお願いいたします。

議案第 57 号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めらる。

- 1、契約の目的、飯綱町子育て世代支援施設新築工事。
- 2、工事場所、飯綱町大字牟礼山ノ神 1987 番地他 4 筆。
- 3、契約の方法、事後審査型一般競争入札。
- 4、契約金額、1 億 7,237 万円。うち消費税、1,567 万円。
- 5、契約の相手方、住所 長野市篠ノ井布施高田 370 番地 1。氏名、千広建設株式会社。代表者、代表取締役 新井精一。

令和 2 年 6 月 1 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

次に議案の提案説明書 7 ページ下段をご覧くださいと思います。

工事の内容でございます。令和元年度の繰越明許費になりますが、令和元年度補正 地方創生拠点整備事業を活用し、町民会館東側チビッコ芝広場内に、子育て支援センターとワークセンターを統合した、新たな支援施設を建設するもので、1 階を子育て支援センター機能を持たした 305.92 m²、二階はワークセンター機能を持った 193.78 m²の木造二階建てで、延床面積 499.70 m²の建物になります。工期につきましては、議会議決の日から令和 3 年 3 月 10 日でございます。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○7 番（石川信雄） 7 番、石川信雄です。地籍について、飯綱町大字牟礼山ノ神 1987 番地他 4 筆とありますが、すべて町有地でしょうか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えします。すべて町所有の土地です。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川です。3点ほどお聞きします。

まず、契約金額に対する予算の裏付けということで、財源の調達について、教えていただきたい。それから、本体の建物は木造建築とありますが、この木材については町内調達であるか。もう一つは、契約金額は、付帯設備、冷暖房等も含めた価格であるか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。1点目の財源内訳でございますが、この事業は、先ほどの補正繰越等の説明でもございましたが、令和元年度の事業を繰越させていただいたものでございます。総事業費に対して2分の1が地方創生関係の交付金になっております。1億2,000万円。残りについて、町債1億1,700万円。町債につきましては、一部、備品等が起債の対象にならないものがございますので、それらを除いた事業費の金額。残り350万円が一般財源です。2点目、木材の町内調達についてですが、基本的には町内の材料を使えという指示の入札ではございませんので、すべて町内産とはいきませんが、使えるものがあればできるだけ使うように話はしていくつもりでございます。3点目の付帯設備を含めた金額かについてですが、今回は分けての入札ではございませぬので、工事費の中に一切が含まれています。以上です。

今申し上げました財源については、事業費2億4,050万円に対してのものでございますので、工事費等はその内の一部です。今後、付帯工事として、広場、遊具等の整備も行っていきますので、そういった事業をすべて含んだ費用が2億4,050万円ということでよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 57 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎請願の付託

○議長（大川憲明） 日程第 15、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配布した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（大川憲明） 日程第 16、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

6月3日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、6月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午前11時40分

令和2年6月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和2年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月3日（水曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	教育 長	馬島 敦子
総務課 長	徳永 裕二	企画課 長	土屋 龍彦
税務会計課 長	永野 光昭	住民環境課 長	梨本 克裕
保健福祉課 長	山浦 克彦	産業観光課 長	平井 喜一郎

建設水道課長 土 倉 正 和 教育次長 高 橋 秀 一

飯綱病院事務長 大 川 和 彦

事務局職員出席者

事務局 長 笠 井 順 一 事務局書記 関 竜 典

一般質問一覧表

順	議席	氏 名	発 言 事 項
1	11	樋 口 功	1. 人口増の推進について
2	4	目須田 修	1. 予算の使い方について
3	12	渡 邊 千賀雄	1. 新型コロナ対策について
			2. 町の人口減少傾向から人口維持・増に向けて
			3. 町内に「公園」を設置し「観光」と「憩いの場」として取り組むことは
6	9	伊 藤 まゆみ	1. 子どもたちの学ぶ権利をどう保障していくか
			2. 学びたい18歳以上の子ども達への支援を
			3. 子どもたちの学びを保障するための教師の働く環境を守る立場の堅持を

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） おはようございます。

傍聴者の皆さんにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として福祉センターでの傍聴となっておりますが、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和2年6月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告しておりますので簡潔に発言されるようご協力願います。

また、今定例会は新型コロナウイルス感染症予防のため質問時間を一人40分として行いますのでご協力をお願いします。

◇ 樋 口 功

○議長（大川憲明） 発言順位1番、議席番号11番、樋口功議員を指名します。樋口功議員。

〔11番 樋口功 登壇〕

○11番（樋口功） 議席番号11番、樋口功です。通告に従いまして順次質問させていただきます。

冒頭、町及び教育委員会、町立飯綱病院など、関係機関におかれましては、通年の業務のほか、新型コロナウイルス対策に伴う感染拡大防止や、特別定額給付金事務などで繁忙な日々が

続いており、大変ご苦労さまです。町民の皆さまにおかれましても、不自由なときが続いておりまして、もうしばらくの間、何とか頑張っ、さらなる感染防止なども含め、この難局を克服できればと願うばかりであります。このような中、貴重な時間を頂き質問できますことに感謝します。質問を1点に絞り、限られた時間内で要領よく進めたいと思います。

さて、町は本年4月から、企画課内に人口増推進室を設置しました。このことにつきましては、3月定例議会の町長あいさつで承知していますが、今回、人口増推進室をあえて設置したことにつきましては、最初にその背景として、現在の飯綱町の人口動態、具体的には総人口、総世帯数、自然増減、それから29歳ないし39歳の女性の人数、あるいは社会増減、これらの状況をどう捉えているのか、端的にお答えください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 数字的な面については担当課長から申し上げます。基本的な、なぜあえて人口増推進室を設置したかについて申し上げたいと思います。

町では、大きなプロジェクトをやる場合に、今までは地域振興係、または子どもたちのためのこども子育て未来室というようなものを特別に設置して取り組んでまいりました。その成果は、非常に成功したと思っております。

人口増対策は、役場を挙げて横断的に取り組んでまいりましたが、一向に減少率にブレーキがかかりません。従って、この重要事項についても、特別な担当、人口増推進室を企画課に設置して取り組むようにしたという背景でございます。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 数字的なことを説明させていただきます。

まず、人口でございますが、10年間で本町の人口は13.5%減少してございます。これは他の町村と比較いたしますと、上水内郡内の町村では、飯綱町は最も人口の減少率は低くなっておりますが、長野地域振興局内の市町村と比較すると、人口減少率は15市町村中7位と中位に位

置している状況でございます。ただし、県北部は人口減少率が高い地域でございますので、国や県レベルで考えると、飯綱町は他の自治体よりも早いスピードで人口減少が進んでいるということになります。

続いて自然減、社会減の関係でございますが、2001年から飯綱町は自然減、社会減が続いています。10年間の自然増減につきましては、年平均でマイナス113.5人となっております。続いて社会増減につきましては、10年平均で飯綱町は年間49.7人の社会減となっております。これを直近の令和元年、昨年の長野地域振興局内の市町村別社会増減率で見ると、社会増減率でプラスになっているのは3市町村で、最も社会増減率が高かったのは、昨年は野沢温泉村でプラス1.37%、2位が小布施町でプラス0.8%、第3位が千曲市でプラス0.21%です。それ以外は、全て社会増減がマイナスとなっております。ちなみに飯綱町の昨年の社会増減率はマイナス0.46%、49人の減で、15市町村中10位となっております。年代別の社会増減の状況を見ますと、一番社会増減で減っている年代層というのが20歳代でございます。20歳代の社会減が年間で56.7人の減ということで非常に減っております。逆に年代別で増えている社会増減の年代もございまして、それが35歳から39歳の社会増で、年間プラス8.1人。その子どもと思われる世代の0歳から4歳の社会増は年間10.2人のプラスです。子育て世代につきましては社会増になっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） いずれにしましても、このまま推移しますと、第2次総合計画にあります将来人口10年後の1万人程度というものが達成されないということが危惧されます。

町は、これまで平成27年10月に定めた、飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略、それからその延長、改訂版、そして第2次飯綱町総合計画に基づき、様々な施策を行ってきました。そのいずれもが人口減少の克服を主眼に置いた人口減少や少子高齢化社会に立ち向かう取組と言えます。また、毎年作成されます予算編成の基本方針では、平成29年度から本年度まで、移住につなげる事業を展開し、にぎわいのある町づくりの構築を推進するとし、人口増対策を最大課題の一つとし、各課の事業が、ひいては若者定住につながる事業につなげてほしい。人口

増対策が盛り込まれた事業などは、各課横断的な発想で取り組むとされてきました。先ほど町長から、あえて今回人口増推進室を設置した理由について説明をいただきましたので、ここは省略させていただきます。

町は、これまで様々な地域活性化策や人口増につながる仕組みづくりに力を入れてきました。その際、各課がそれぞれの立場で各施策の目標に向かって、連携を頭に入れ実行し、仕事を進めていただいたと思います。本格的な運用はこれからということはありませんけれども、総体的に見て、これまでの施策の結果として、先ほど説明いただいたとおり、人口増に結び付いていない状況を見ると、各課横断的にか、連携してとかが、どこかで不足していると思わざるを得ません。このことについて、どこで不足しているのか、移住者数を増加させるための施策について、現状を見ながら幾つかお聞きするとともに、提案したいと思います。

社会増を増やす施策につきましては、平成30年3月にも質問させていただきました。移住希望者にとって、どこに移住するかを判断する情報は、例えば住むところはあるか、仕事はあるか、子育てしやすい環境か、病院や福祉は充実しているかなどです。そうすると、移住者を増やすには、移住者の立場に立って、このような情報を的確に公開することが大切です。特にホームページを利用することは、全国、世界中の多くの人たちが見られるという点から、内容を充実した形で利用しなければいけないと思います。実際に、当町においても利用しています。

2年前、私が同様の質問をした際、新しいホームページを構築中であり、指摘事項、提案事項にできるだけ取り組みたいと答えられました。しかしながら、現在のホームページは、更新前より後退している気がします。その結果として、移住者増につながっていないのではないかと思います。

現在のホームページを見てみたいと思います。まず、最初のページに知りたい項目が並んでいますが、観光と移住が同じ枠です。特に今回、町の施策で移住者増が最重点として捉えられていることから、移住を最も目立つ位置に独立した画面にすべきです。移住のページはとて殺風景で、他のページにリンクさせるものばかりです。また、住居に関するものだけの紹介

で、他の項目、仕事、子育て支援、病院、福祉などの紹介や、リンク先の紹介がありません。この画面上に、移住・定住希望者向けパンフレット『いいづなまちらいふ』を配布しますと載っています。皆さん、このパンフレットを見ましたでしょうか。私は大変良くできていると思います。町の紹介、病院や子育てなど各種施策の紹介、町で働いている住民の感想、移住された方の紹介などがコンパクトにまとめられており、分かりやすく、読んでみたいと思えるものです。移住をクリックした際に、この内容が出るようにしませんか。この内容で説明不足な事項は、各課の情報にアクセスさせればよいのです。移住に必要な情報を、できる限りその画面でまとめて掲載すべきと思います。

また、動画や写真がほとんどないという点もあります。YouTube で飯綱町と検索しますと、様々な写真集、あるいは動画が多数あります。奈良本地区での価値交換プロジェクト、飯綱町移住促進動画、信州飯綱町「キミが生きる、長野で生きる」、飯綱権現太鼓、飯綱町農業のすすめなどです。このような動画を掲載してほしいと思います。

次に、移住者の目線に立って、欲しい情報を的確に提供しているかについて見てみます。移住者の関心の高い住居については、ホームページには飯綱町に住もうプロジェクト、空き家バンクの掲載がありますが、空き家バンクやシステムにつきましては、平成30年3月の私の一般質問、あるいはその後の同僚議員の一般質問で、ほとんど機能していない状況です。現状はどうでしょうか。また、町内の空き家調査をしているのでしょうか。この点について質問します。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、空き家バンクの状況についてお答えします。空き家バンクの登録件数は、現在37件でございます。ただし、議員の発言のとおり、空き家バンクの物件は現在ほとんど動いていない状況で、実際に住める状況にあるのかどうか把握できていません。そのため、空き家の物件情報を外に出すことはできない状況でございました。現在、人口増推進室の職員が、再度空き家所有者の賃貸等の意向の確認、全ての空き家の外観を目視で調査してございます。職員の判断では、居住できる物件は37件中おおむね4件程度でございました。この

4件につきましては、所有者に連絡した上で、委託業者のカンマッセいいづなと職員で、屋内を含め、より詳細な物件調査を早急に行う予定でございます。貸し出したりは売却できると判断した空き家物件につきましては、間取り図や屋内外の写真などを準備した上で物件情報を公開し、空き家活用の推進を図っていきたいと考えております。

空き家物件の正確な情報さえ整えば、今後は町ホームページだけではなく、長野県の情報を発信する楽園信州空き家バンク、また国土交通省のモデル事業になっております民間事業者が展開する全国版の空き家バンクサイトがございますので、そちらにも町の空き家情報を掲載し、空き家の活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 今、紹介のありました楽園信州空き家バンクには、長野県729件の物件があります。隣の信濃町や小布施町、山ノ内などは、複数の件数が載っているのですけれども、飯綱町はアクセスすらできません。要は1件もないということです。全国に飯綱町には1件もないという情報を伝えているわけです。

前にも話しましたが、現状に、例えば飯綱町にも2件ないし3件の不動産業者がいます。パソコンでも飯綱町の物件を複数扱っている業者がいます。広告にも入ってきます。このような不動産業者との連携をしっかりとやるのが大切ではないかと思うわけであります。

次に仕事です。ホームページを見ると、先ほども言いましたけれども、移住のところにはないので、よく見ると「産業・仕事」内にあります。現在、求人件数と就農相談件数はどの程度あるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。令和2年5月27日現在で、登録件数99件でございます。また、令和元年度で51件の相談件数でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） この求人を求めるには、産業観光課でだいぶ苦労されて収集しているようで

す。パソコンの掲載も今年の4月からということで、私が2年前にこうしたらどうでしょうかと言った話を、今年の4月からおやりになっているという状況でございます。

従いまして、先ほどの仕事の情報、例えばリンク先に JOIN というものがあります。このサイトは全国対象の移住希望者向けのサイトで、各自治体の支援制度、地域の魅力、仕事、空き家、企業向け情報などについて情報を掲載しています。先ほど説明いただきましたように、町周辺にはこれだけの仕事があります。その情報が、このサイトに掲載されていない。全国に、飯綱町の周辺には仕事がないという情報になってしまっているのです。移住者が希望する情報、その他の項目を見ても、飯綱町の情報ほとんど掲載されていません。

例えば、移住なされた体験談が、楽園信州空き家バンクに延べ人数で約 330 人載っています。飯綱町は 1 人だけです。須坂市が目立ちます。ちなみに須坂市の社会増減率はプラス 0.09% です。頑張っているところは、やはり移住者が増えるのですかね。

さて、4月21日付信濃毎日新聞に掲載された、「飯綱町ビジネスや交流創出目指し整備」の記事には、「いいづなコネクト EAST でのビジネスの創出や交流を生み出す施設としての利用が本格化してきた。凸版印刷がシステム開発拠点を始動、二十数人が働く予定。今後県内出身者を積極的に採用する」とあります。IT系ベンチャー企業が相次いでサテライトオフィスを開いた徳島県神山町のような状況が、もしかしたら飯綱町にも生まれるかもしれないという期待をさせていただきます。この情報も、もう積極的に募集してもいいと思います。これを先ほどの JOIN のサイトの起業者向け情報に、飯綱町創業支援補助金の内容と併せて今から募集しませんかということです。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。今ご意見を拝聴しておりましたけれども、全くおっしゃることに同感です。今回、推進室をつくって、今の指摘にあったようなネット利用も含めて、積極的に動くということがいかに大事だったかということを感じながら聞いておりました。

ご提案のいづなコネクト EAST の ICT 関連の企業の誘致については、担当課でも既に幾つかの企業に呼び掛けております。今日、皆さんにも現場を見ていただくというような予定になっていると思っておりますけれども、素晴らしい教室、事務所に変わっています。これを見れば、ここに来たくなるなど、私はそんな印象をつくづく受けました。ですから、旧三水第二小学校の2階は ICT 企業の3、4社で使っているとなるように全力を挙げて取り組んで行きたいと思っています。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 『いづな通信』5月号に、「移住・定住いづなに住もう」という記事が特集されています。読みやすく分かりやすい内容で、とても良い出来栄だと私は思います。しかし1つ疑問が残りました。この記事は誰に伝えているのだろうと。この特集記事の文は、町のホームページの移住項目内にも掲載して、全国の人に見てもらえるような内容であると私は思っております。そういうふうに活用すべきではないかと思っております。

『田舎暮らしの本』という本が記事の中で紹介されておまして、長野県が移住希望第1位の県だと書いてあります。やはり気になるのは、飯綱町はどうなっているのだろうということでございます。これは借り物です。私はこの本を手に入れようと書店を回ったのですが、1冊もありませんでした。宝島社発行の雑誌、『田舎暮らしの本』2020年2月号を引用して記事は書かれているのですが、そこで記事が止まってしまっています。この特集は、第8回住みたい田舎ベストランキングです。定価820円なのですが、もうないものですから、オークションで2000円です。この本では、もう8回ベストランキングをやっているのですが、だいぶ定着しているようですが、飯綱町がありません。何でないのかなと思ったら、ランキングを決めるにあたって各自治体にメールアンケートをしたそうです。メールアンケートにお答えいただきありがとうございますという下に、メールアンケートに答えた市町村の名前が全部載っているのですが、ここにも飯綱町はなかった。発行部数が10万部だと言われています。それだけの人が興味を持って見ているのでしょう。長野県からは35市町村が回答しています。この中で、エリア別ランクということで、甲信、山梨、長野県のランキングもやっています。長野県の町村が

いっぱい出ています。次回、アンケート要請があったらぜひ回答してはいただいでしょうか。私は、飯綱町は載ると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、誰に向かつてこの特集を組んでいるのかと言ひました。2ページ後にどんな記事があるか覚えていますよね。「いづなさんぼ」です。あの記事は、飯綱町にはいい人がいっぱいいるとも取れるし、いや、飯綱町は移住するにあたっては、家を見つめるのは容易ではないとも取れます。これを並行して載せる組み立てがいいのかどうか、私はちょっと疑問に思ひました。ただ、眞鍋さんは最後に、ネットワークづくりや移住に関する空き家等について、しっかりやっていけば面白いことが起きるかもしれないという書き方で締めくくっています。この辺はじっくり考えていただければと思ひております。

以上の点を踏まえまして、現行の移住に関するホームページの掲載に改善すべき点があると私は思っているのですけれども、先ほど町長から検討していきたくお答えいただいているので、更なる質問はしません。

町長、私が今回この一般質問でお聞きしたかったことは、始めにお話ししましたとおり、町はこれまで様々な施策を実施してきました。残された施策は、今回の定例議会にも上程されている子育て世代支援センターの建設です。この子育て世代の話は、先ほど課長からお話があったように、35歳から39歳の移動はあまりないので、私は子育て世代に対する支援が、もしかしたらうまくいっているのではないかと思ひておるわけでございます。子育て支援の取組というのは、これまでの取組状況を見れば、十分評価できる状況にあるのではないか。教育委員会の方が一生懸命頑張ってやっていらっしゃるといふことは、私は評価したいと思ひております。

これまでの峯村町政は、全体として、日本一のりんごの町へ、日本一女性の住みたくなる町への実現に向かい、各課が的確に進捗していると感じております。町は変わってきたとの声を住民からも聞いています。だからこそ、自信を持って、町外の人にも飯綱町はこんなに住み良い町だと紹介できる状況にあると思ひます。しかし、重要なことは最後の最後、その表現方法だと思ひます。その場所が、全国に情報を発信できるホームページです。現在のホームページでは、その表現が不十分だと私は思ひます。この2年間、移住者が増加していない原因は

ここにあるのではないかとも思います。そして、各課が連携協調する最も必要なところはここではないでしょうか。全ての課、全ての職員が連携して、精いっぱい移住希望者に向けて表現することが重要だと思います。表現する材料、移住を勧められる情報、これは私たちには十分そろっていると思います。また、その材料は日々進化しています。最終的に、全体の確かさを確認することが必要であり、それが、新設された人口増推進室の重要な仕事だと私は思います。

社会増、いわゆる移住者数が増えていない原因と、社会増を伸ばすために今ホームページばかり中心に話をして、ホームページのリンク先まで、リンクをせっかくさせているのだから、そこまでしっかり各課連携して情報を載せてくださいという話ばかりしましたけれども、最後に、今後どのような方向で、私の今の発言の見解も含めまして、お聞かせいただければと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的な点だけ私から申し上げます。非常に良いご提案を頂きました。これからどうやって人口増対策を進めていくか、担当課を中心に具体的な内容に入っていきます。私はいつも申し上げてきたのですが、飯綱町は国道や鉄道も整備されていて、県都長野市へ隣接しています。飯綱病院という公立病院が、去年厳しい中、今年も2年続けて黒字決算で病院長に頑張っていただいておりますけれども、そういう病院も整備され、子育て支援策があり、人の気持ちも良いところで、豊かな自然もある。これだけ条件がそろっているところで、社会的人口が減ってってしまうというのは、あまりにも厳しい。これは、トップの町長の政策に大きな欠点があるのだらうと厳しく見て対応していかなければいけません。

そんなことで、今回、人口増のプロジェクトチームを担当課で各課を挙げて結成し、第1回の会議の際に、もう政治生命を懸けて頑張ると申し上げました。これをやらなければ、本当に今まで何のために色々な充実をしてきたか分からないと申し上げて、職員の協力を大きくお願いをした経過もございます。

ただ、色々な情報を整理して、そして新たに発信をして、日々更新をしていくというのは絶

対大事なことだと思います。

びっくりしたのですが、現在でも大変多くの問い合わせが電話等であるそうです。ほとんど、宅地がないか、アパートがないか、借りる家がないかということですが、お答えする状況は、ほとんどございませんというような実態であり、一つ残念なことであることも間違いございません。町もできる限りの公営住宅、または空き家住宅、別荘地、そして福井団地にも 150 区画ぐらいは家が建っていない土地があると思いますので、そこら辺を十分活用する中で、大いに進めていきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。これから人口減少対策のプロジェクトチームが丸になりまして、それぞれの担当と情報を連携しながら、人口増に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

先ほど樋口議員から提案のございました件について、幾つかお答えさせていただきます。

まず、民間の不動産業者と連携して、不動産情報の共有を始めたかどうかということがございます。これについては、先ほど町長からもお話のあったとおり、移住相談は非常にあるのですけれども、結局不動産物件が非常に少なく、人口増の機会損失をしているというのが飯綱町の現状でございます。民間の不動産情報、空き家情報、町営住宅の情報、全て一元化してしっかりと PR をしていきたいと考えております。

それから、いいづなコネクト EAST、WEST のところに、レンタルオフィススペース、コワーキングスペースがございます。実際に凸版印刷さんがこのレンタルオフィスに入って、現在は 5 人の方に働いていただいております。再来年には 25 人まで拡大するというところでございます。今、レンタルオフィススペースに入っただけの企業にお声掛けもしておりますし、これからどんどん PR して色々な企業に入ってきていただけるようにしていきたいと考えております。

最後になりましたが、ホームページの関係でございます。これについては、先ほどご提言のあったとおり、移住、暮らし、仕事など、様々な情報を一元的に閲覧できるような町ホームペ

一に至急改善してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 以上で質問を終わります。

○議長（大川憲明） 樋口議員、ご苦労様でした。

暫時休憩に入ります。再開時間は9時50分とします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時50分

◇ 目 須 田 修

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

傍聴者の皆さま、本来ならば感染予防のために福祉センターで、テレビの画面で見ただく予定だったのですが、どうも音声のほうが届かなかったということで、急きよ、また議場に来ていただきまして、誠にありがとうございます。大変ご迷惑をお掛けしました。

それでは、一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号4番、目須田修議員を指名いたします。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇〕

○4番（目須田修） 4番、目須田修です。では質問してまいります。（1）新型コロナウイルス対策について、次の議員の質問もありますので、2点だけ質問します。

町長は既に、経済的な面で大きな影響を受けている町民や、商工、観光事業者への支援も引き続き実施していく、また、農家などに対しても応分な支援を考えていく必要が出てくると感じていると述べています。

質問します。支援に9,550万円を計上していますが、個人事業主は含まれていますか。町内の飲食店などの個人事業主及びパート従業員の減収に対する具体的支援策を問います。回答ください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。コロナに関しての経済的支援策は、既に5月の臨時議会で国の1人当たり10万円の特別給付と、そして私ども、町独自の事業者への500万を限度として無利子でお貸しをするという制度と、町と県で30万円の協力金、支援金についての補正予算の議決をいただきました。そして、今回6月でご審議をいただいている補正予算で、議員お尋ねの、上乘せとして食堂、飲食店等々への支援を上程しています。これについては、まず整理をしてもらいたい。

国では、4月なら4月の前年比で50%以上売り上げが落ちてしまったという事業主に対しては、法人であれば200万、個人の事業主であれば100万円を補助する持続化給付金という制度を既に実施をして、その申請や受付がされている最中だと思います。50%まではいかなかったけれども20%から30%落ちてしまったという人たちを、町独自の施策として支援をしていこうと。基本的に考えているのは、法人であれば20万円、個人の事業者であれば10万円と支給の基礎額を定めて、トータルで1,650万を計上いたしました。そこで働くパート従業員については、安倍首相が最初、事業主が従業員に休業補償を出した場合には、8,000円程度国で面倒を見ますよというのを、1万5,000円まで引き上げたという経過がございますので、今のところ町独自でパート従業員の皆さんに対して減収分の補てんをしていこうという取組はございません。

また、農家については今後、一番心配されるのが、先日旭川の有名なメロンの入札が昨年と比べて40分の1の落札額だったこと。この調子でいきますと、最高級のふじの贈答が値崩れで動かないなどの非常事態が出たときに、農家に対しても、何らかの減収に対する支援というものを考えていく必要があるのではないかというような思いから、開会のあいさつで申し上げました。

ただし今後、国の第二次補正予算で更にプラス2兆円、地方への臨時交付金を考えているようがございます。今は、全体で1兆円の交付に対して9,000万弱です。2兆円が本当に実施さ

れた場合、国はどのように配分をしてくるか注目しております。またそれにより、それに見合った金額を支援するという制度が出てくるのではないかと期待をしております。そのような交付金等を有効に使い、第2弾、第3弾の個人事業者、宿泊業者、そしてそれ以外の大きな影響を受けている事業者に対しても、何らかの手を打っていかねばならないのではないかと考えています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の回答で1つご質問します。パート従業員、特にひとり親家庭です。そういう面で今のところというご回答ですが、夏休みが近づいてくると余計不安になると思うのですが、どのあたりでどういう条件になると検討されるのか、回答下さい。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） パート従業員さんに対しては、基本的には事業主、雇用主が責任を持った対応をすべきだと思っております。しかし、議員お尋ねのとおり、パート従業員さんイコールひとり親世帯ではありませんけれども、ひとり親世帯についての支援は、今議会6月定例会に一世帯当たり2万円の約90人で約180万円の予算措置をいたしました。

また、パートで収入が減って困っている方については、他の制度で、例えば既に何人かの相談があるようですが、社会福祉協議会で緊急小口資金などの融資があります。これは、子どもさんがいて、学校が休業した場合などは限度額が増えます。そういう借り入れまで起こしている人に対して、町としてはどういう対応をしていけばいいのか。これはまだまだ検討をしている最中で、こんなふうにしますと断言できない状況にはありますけれども、やはりそういうような形での支援というものを考えていく必要があると思っております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） では次に、2つ目です。人づくりとした教育運営方針、今回はコロナの対応でむしろ今までのわれわれも含めて、体験していなかったことを体験することになりました。教育について伺います。教育現場の学習計画はどのようになりましたか。変更があればお

願いたします。また、社会性及び協調性を学ぶ機会に学業の遅れのフォローはどのように行う予定かを問います。回答願います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、当町の町立小学校におきましても、4月13日から5月23日までの長期にわたりまして臨時休業の措置を取ってまいりました。この休業中、児童生徒の観察、相談等、家庭訪問、分散登校により見守ってまいりました。5月18日からの1週間は休業中の分散登校を、5月25日からの1週間は分散登校による授業を再開しまして、それぞれ給食なしの半日登校で徐々に通常授業の再開に向けまして、生活、学習習慣を取り戻せるよう計画的に進め、今週ようやく全員登校による授業を再開したところでございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありませんので、国が示す新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準に則り、当分の間は新型コロナウイルス感染症と共に生活していくことになるかと思っております。

授業の再開にあたりまして、今般の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が5月15日に、また5月22日には学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが、学校の新しい生活様式として文部科学省から学びの保障の方向性として示されました。その内容は、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業日数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされていることも踏まえまして、児童生徒や教職員の負担軽減に配慮すること。

また、学校の授業において行う学習活動、教師と児童生徒の関わり合いや、児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点を置き、個人でも実施可能な学習活動の一部を、ICT等を活用して授業以外の場において行う等の工夫をするなどです。

議員ご質問の社会性及び協調性を学ぶ機会につきましても、この文科省から示されました内

容等を踏まえまして、授業日数の確保のみを優先するのではなく、教師、児童生徒の関わり合いや、学校でしかできない実習等に重点を置き、授業の再開を行っているところでございます。

また、授業再開後は要保護児童等、特に配慮を要する子どもたちにきめ細かな対応を行うとともに、この臨時休業中の家庭での過ごし方によりましては、個々の理解度に差が生じていることも懸念されますので、休業中の課題の点検を行いまして一人一人の学習の理解度や定着度を把握した上で、個別指導を中心に学習支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 次にいきます。町の予算は町民のために使う、議員はそれが実行されているかをチェックし、町民の要望に対応できる方法や使途などを提案する。これが基本であることは行政も議会も重々承知のことです。そこで、細かいことでもあえて町民のために質問していきます。

(2)、(3)の前に(4)、(5)、(6)を先にやらせてください。まず、企画課に問います。株式会社カンマッセいづなに今年度、既に発注した事業は、またその理由、そしてこれからの予定事業について、回答願います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、企画課からカンマッセいづなに本年度委託した業務について説明をさせていただきます。まず本年度につきましては、5業務をカンマッセいづなに町から委託しているところでございます。

1つ目が、いづなコネクト EAST 及び WEST、旧小学校 2 施設の管理運営業務委託で契約額は税込み 877 万 8,000 円でございます。契約額の 9 割が施設を管理するための人件費で、予約受付業務及び周辺の草刈り業務等が主な業務でございます。

2つ目が、栄町にある施設 Z Q の管理運営業務委託で、契約額は税込み 264 万円です。契約額の約 9 割が施設を管理するための人件費でございます。

3つ目は、移住体験用住宅の管理及び空き家状況調査委託で、契約額は税込み 111 万 1,000

円です。野村上にある移住体験用住宅の管理費用及び空き家の間取り図作成などの詳細な調査費でございます。

4つ目が、ウェブマガジン「いいいいいづな」の管理運営業務委託で、契約額は税込みで473万円でございます。飯綱町の魅力とか最新情報などを町民等がライターになって発信するもので、契約額の約8割がサイトの更新費用など外部への委託する費用でございます。

5つ目が、都市農村交流推進業務委託で、契約額は税込み531万3,000円でございます。いいづなコネクトを拠点とした体験事業のコンテンツづくりや農泊事業などの委託費で、委託費の約8割が人件費でございます。

本年度5業務の委託費の全額は、2,257万2,000円でございます。そのうちの特定財源が約700万円でございます。先ほど人件費の内訳を説明いたしましたが、5業務合わせると施設管理に関わる人件費が65%、カンマッセいいづなが外部へ委託する費用が15%の状況でございます。

企画課では、まちづくり会社であるカンマッセいいづなに対して、地域の活性化につながる5業務について、見積もりを取り委託をしているところでございます。これら業務の費用で、まちづくり会社が多く利益を生むことは難しい状況でございます。しかし、自主事業としてカンマッセいいづなが旧小学校施設で行うレストラン事業、コインランドリー事業のほか、ふるさと納税事業、農業や自然体験事業などの収益を生む事業を組み合わせることで、カンマッセいいづなが自立して将来に渡り安定的に経営できるよう、町としてもカンマッセいいづなに協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の回答にご質問します。このカンマッセいいづなの立ち上がりから考えますと、町と同様に活性化してもらえることを期待しております。そこで今、凸版さんに外注している仕事・業務は、将来、このカンマッセいいづなさんのほうに回っていくと考えてよろしいでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、例えば今年度で言うと、先ほど説明いたしましたウェブマガジン「いいいいいづな」の管理運営業務委託というのは、これまでは凸版さんが行っていたものですが、それをぐっと圧縮して、今年度からカンマッセいいいづなに委託して行っていただいております。

今年度は凸版印刷さんにフューチャースクールとか、そういった創業の関心の業務委託を出していますが、こういったものについても、できるだけ地元企業であるカンマッセいいいづなのほうに業務の委託をできるように、少しずつ進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） それでは（5）にいきます。原田地区の若者住宅と三本松地区のいいいづなマルシェむーちゃんについてお伺いします。2つとも費用に見合った施設が建設されたかどうかをチェックされていますか。適正価格の買い物だったと判断されたのか、回答ください。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。東黒川原田地区の若者住宅は、国の地域優良賃貸住宅制度及び社会資本整備総合交付金事業を活用し、子育て世帯を対象とした住宅建設事業を、現在実施しております。建設費の算出については、公営住宅等整備基準、地域優良賃貸住宅整備基準に基づき、規模、構造、設備等、それぞれの基準を満たす建設計画を作成し、国の公共住宅積算基準により工事費が算出されております。居室の面積、廊下幅、開口部の幅や、断熱材のグレード等、一定の基準以上でございます。

また、町内の建築業者による指名競争入札での請負であり、令和元年度の建設工事の落札率は2棟平均で74.64%と、低い価格で受注をされております。事業費の財源ですが、交付金事業の補助率でございます。当初25%の補助率でありましたが、実施している他の自治体間の再配分により、精算時の補助率は50%となっており、2,000万円ほど一般財源の負担も軽減をされているものでございます。

入居対象者である子育て世帯等に対応し、各基準を満たす3LDK、オール電化と性能の良い建物が安価で建設でき、財源的にも有利であったことから、費用に見合った施設であると考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） いいづなマルシェむーちゃんについての回答をお願いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。いいづなマルシェむーちゃんにつきましては5月30日土曜日にオープンいたしました。6次産業化の取組の柱事業として、関係者などと丁寧な調整を図って適切な調査や、限られた財源の中で実施設計書を作成し、適正な入札によって決定した業者により建設をまいりました。従いまして、費用に見合った施設が建設されたものと考えてございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） ただ今の若者住宅について、もう一つお伺いします。現在2棟を建設し4戸募集、3戸決定というような情報もいただいておりますが、20戸にする予定はどのくらいのペースで、いつぐらいまでに完了と考えていますか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。今のご質問は、全部の完成はいつまでかということでよろしいでしょうか。現在、議員がおっしゃったとおり、2棟4戸を建設しました。令和2年度は1棟2戸の建設予定であります。令和3年度はまた2棟4戸の建設をいたしまして、5棟10戸の建設で完了するということでございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 結構です。（6）新庁舎建設事業では、地中熱を利用したヒートポンプを採用していますが、ソーラーパネルを活用したソーラー発電による電力も、エアコンの効率など

は立証されています。なぜソーラーを採用しなかったのか、後日電力によるエアコン増設を要求ということはなりませんか。回答ください。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。庁舎につきましては、まず地中熱を利用するのは新庁舎の1階部分の空調と融雪に関して地中熱を利用するということで、それ以外のところはエアコン等で対応をする部分になっておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

地中熱でございますけれども、環境省が2019年に出しているパンフレットを見てみますと、オリンピック競技施設をはじめとしまして、多くの公共施設などで利用されております。少し古くなりますけれども、2017年度末に全国で7,748件これを導入したというものがあります。そのうちヒートポンプ、今回当町でも導入するヒートポンプシステム、これが最も多くて、2,662件となっているところでございます。特に北海道や東北、長野県の利用が多くなっているという状況でございます。

今、議員からもありましたとおり、空気熱を利用するヒートポンプ、こういったエアコン、各家庭をはじめとしまして利用者数が多く、そのエネルギー消費効率というのも高くなってきているわけですが、地中熱利用についても実績が多くなっている中で、比較的大きな施設、こういったものは地中熱ヒートポンプシステムは、より多くのメリットがあるのではないかと考えたところで、導入をしているところでございます。

地中熱のメリットとしましては、太陽エネルギーに比べまして季節、昼夜を問わず安定した自然エネルギーであること。それから、地中の温度は15度程度の一定ということでございますので、冬は空気熱源の外気よりも高い温度の地中熱を熱源として暖房を行うため、効率の良い暖房運転が行え、霜取りの運転なども不要になって連続的な運転が行えるということです。また、夏は外気より低い温度の地中熱を排熱源として冷房を行いますので、効率の良い冷房運転が行え、冷房の排熱を外気に放出せず地中に放熱すると。このため、ヒートアイランド現象が

都市部を中心に問題になっているわけですが、こういった抑制にもつながるということです。今回、地中熱を融雪にも利用をしておりますが、地中熱であれば、こういった形で融雪にも利用できることなどがメリットとして挙げられるかと思えます。

太陽光発電につきましては、ソーラーパネルの設置が必要となりますが、空調の電力量を確保するとなると、非常に広い範囲のパネルの設置の面積が必要になるということです。それから太陽光発電による電力を空調に使用する場合、その電力を安定的に確保するというので、相当容量の大きな蓄電施設も必要となる。こういった課題もあると考えまして、太陽光ではなく地中熱のほうを導入させていただいております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今回の回答で、なぜソーラーエネルギーを採用しなかったかを質問いたします。大ざっぱな回答でたくさんの費用やエネルギーが必要だとおっしゃっておりますが、どのぐらいの費用がかかるのか、どのぐらいの電力が必要なのかの見積もりはされましたか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） まず、融雪はもともとやるとすれば灯油ということになるので、太陽光を使えるのであれば空調ということで検討はさせていただいております。空調を賄う電力量としては、50キロワットほどが必要ではないかということでは言われております。費用的なことですが、空調を電気で賄うとすると空冷式エアコン、こういったものが必要になってきますけれども、これについて申し訳ないですが、融雪も併せた金額で当初試算をしているものですから、今の空冷式エアコンと灯油による温水式の融雪の施設を整備するのに、その設備だけで6,000万円ほどという試算がされております。さらに、例えば空調に太陽光を使うということになると、太陽光を仮に新庁舎の南面いっぱいにつけたとしても、15キロワットから20キロワットしか確保できないということが言われております。これでは先ほど申し上げました50キロワットには達しませんので、空調は全部賄えないわけですが、例えば、南面だけ太陽光パネルを設置する費用として2,000万円ほどということが試算されております。

地中熱に関しましては、空調・融雪合わせまして試算で1億5,000万円ほどかかる予定でしたが、補助金がありますので7,300万円ほどの試算がされております。一方、太陽光、電気を使ったものであると、空冷式エアコンと温水式の融雪を合わせて6,000万円プラス2,000万円で8,000万円ほどになるというようなことで、イニシャルコストの面でも地中熱は有利になると考えているところです。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） まちづくり事業の施策についてお伺いします。まず1つだけ先に、にぎわいのあるまちづくりの中の案内板についてお伺いします。現在、役場前の本陣跡に移動した宿場町の案内板ですが、そのまま移動したので左右が反対になっているという例もあります。やはり町民サービス、観光など、来町者サービスを含めて大事なことです。町内のインフォメーションボードのサイズ、カラーリング、書体等デザインの統一化が必要と考えます。以前、他の議員が提案、確認しておりましたが、その後検討されましたか。

2つ目、むーちゃんやメーラプラザ等、新しい施設、これからできる施設、改造等を含めて、再考を望みます。アンケート調査することも一案です。回答求めます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 2番目の質問がよく分かりません。

○議長（大川憲明） もう一度、2番目の質問をお願いします。

○4番（目須田修） はい。2番目、新しい施設にできる看板も含めて、インフォメーションボードのデザイン統一化が必要という意味です。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。本当に大事な良い指摘を受けたと思っています。この件については町内いろいろな看板を好きなように作っても良くないと、統一したものをというご意見があったのはおっしゃるとおりでございます。ただし一つ、看板は非常にお金のかかるもの

でございます、統一した形でやっていくには、そこまで正直お金が間に合わないというのが現実です。しかし、今後、少しずつその方向で動けば良いのではないかと、こういうご指摘は素直に受けたいなと思っています。

実はこの間、メーラプラザは若干ニュアンスが違っておりますけれども、EAST、WESTの関係については、統一した看板のスタイルでいこうということで、凸版がデザインし、町の中でこのデザインを見れば、「それはWESTのことだね」とか、「EASTのことだね」とか、「旧第二小学校のところだね」という、すぐイメージがつくような形でやっていきたいと思いますということでスタートいたしました、全ての公共施設をそういう形にしていくのは、なかなか難しい点があるかと思えます。

少なくとも飯綱東高原については、散々いろいろなアイデアがあったのですが、そろそろ皆さんに親切な統一した看板をやらなくては駄目だと、新しく進出してきた会社の社長から強い要望が出てまいりました。「町にお金がないのなら、私たちのほうも考えますよ」という、ありがたいご意見も伺っております。そんな意味でも、議会にいろいろな構想をお話したいという希望を持っておられるようです。そういう一つの観光地域みたいなところをモデル地域みたいな捉え方をして、ぜひご意見の方向で検討していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 目須田議員、あと2分程度です。

○4番（目須田修） 人口増の施策についてお伺いします。町長は、転出していく方々の理由は聞くことができませんよと、過去に2度回答しております。しかし確実に人口は減っております、わが町の魅力は何かを再考する必要があると考えます。いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これもおっしゃるとおりで、3月定例会の開会のあいさつで申し上げたのですが、「飯綱町は農業と自然豊かな町だということで来たけれども、新しい魅力の町として再スタートしましょう」と呼び掛けたつもりでございます。その拠点となるのは旧第二小であり、旧牟礼西小であり、この間オープンした三本松地域の新しい直売施設であり、深沢のメーラで

あり、そういうところへいろいろな人たちが集まってきて、また新たな事業や産業や雇用が生まれるという、そういうまちづくりのスタートにしたいということです。議員がおっしゃるとおり、私も、まさしくそういう新しい魅力のあるまちづくりをやっていかなければならない年度だと思います。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 以上です。

○議長（大川憲明） 目須田議員、ご苦労さまでした。

それではここで休憩に入ります。再開は、40分から始めたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

[12番 渡邊千賀雄 登壇]

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。質問通告によりまして、順次質問いたします。

新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。この件につきましては、繰り返しになる部分もありますが触れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の拡大と、また、第2波第3波の恐れなどで、先行きが不透明なため町民の間に不安が大きく広がっております。生活への影響も出ております。そこで伺いいたします。

一つとして、人権や風評被害に配慮した情報公開をしていくべきではないかと思っておりますが、その点について伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 端的にお答えを申し上げていきたいと思ひます。町としても、さまざまな施策、また今回のコロナ対策等々を行った上で、いろいろな情報を収集し把握するということは極めて大事な仕事でございます。しかしながら、その情報を公開するか否かは、また別の問題だと考えております。結論として、今、思っておりますことは、広い意味で町民に公開することが不可欠で、必要であると思われる情報については公開をしていきたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 不安の材料にもなっておりますので、的確な情報をお願いしたいと思ひます。

次に、町は新型コロナウイルス感染症飯綱町対策本部を立ち上げ、それに基づいて各課でも対応しているところであります。感染防止対策の万全を図り、不安を払拭し、希望の持てる地域を提供していくところだと思うのですが、それについてどうお考えかお伺ひいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 希望の持てる地域を提供というのは、首都圏なり町外の皆さんに、そういうアピールをしていくことだと理解をいたします。今朝のNHKの朝のニュースをご覧になった方もいらっしゃると思ひますけれども、首都圏のアンケートで、30歳代の会社員の方の36%が地方で仕事をしたいと希望していると。早速、四国の今治市では、積極的に市を挙げて名乗りを上げたというニュースがやっておりました。意識の中にコロナという問題は、非常に厳しい自粛生活を強いるというような負の面もございましたけれども、違った意味では、地方に行っても仕事が十分できるのではないかと、実際にできたという一つの試験の場になったようなことも強く感じております。田舎はそれだけ空気が良くて人が少ないから安全だと言うのは、暴言というか、一概に当たらないと思ひます。けれども、少なくとも首都圏等々に比べて環境の良い状況を提供できる中で、そういう場所を提供していくのは、新しいこれからの地方の生き

方で、ひょっとすると大きな人の移動があるのではないかという期待さえ持っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 先ほどの質問にもありましたように、やはり住みたい町づくりと捉えられるような面も大いに強調していくべきだと思います。そして、地域医療を守り、予防や治療、そしてまた経済面でも、安心して不安を払拭できるような町づくりを、このコロナ対策をきっかけにぜひ築き上げていただきたいと思います。

次に、地域経済に影響が出ております。町として、こういったことに対しての営業不振、そして売り上げ減等に対する町独自の事業者等への経済支援策について、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。目須田議員の一般質問への回答のとおりでございますけれども、事業者に対し、国や県の支援策も確認する中で、町の実情を考慮した町独自支援策を今後も必要に応じて講じていきたいということです。

現在行っているのは、飯綱町商工業振興資金における全額利子補給事業ということで、事業者の経営支援として運転資金の融資を、コロナ融資限定ということで行っております。それから、県・町連携の感染拡大防止協力金でございますけれども、緊急事態措置等による休業要請に協力した特定施設の事業者を対象に、県が30万円の協力金を支払う事業ということでございます。30万円のうちの10万円につきましては、町が負担をしているということでございます。

それと、今回6月定例会に町内事業者向けの独自給付金事業ということで提案中でございます。国が持続化給付金を売り上げが半減以上した場合に法人に200万円、個人事業主に100万円を限度に給付ということになっておりますけれども、国の基準には満たない事業者でも、売り上げが20%以上減少している場合に、法人に20万円、個人事業主に10万円を給付してまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 町独自の支援策は、国の足りない部分、また漏れる部分をやっていくということであります。この辺は、各自治体が非常に工夫を凝らしてやっている部分であります。本当に地域の人に、町としても、こういった面に大いに力を入れてもらいたいという現状であります。

今、持続化給付金の話が出ましたが、ある個人事業者の方が、持続化給付金の申請窓口へ何回も電話をしたけれども、出ないのです。今、偶然というか、この持続化給付金が、非常に国でも問題になってきています。コールセンターに電話をしても出ないのです。つながらない。そういった初歩的なことでも、つながらなくて困っているということがあるのです。ですから、この辺のことにも配慮して、町としてやっていることをPRして、支援するといったことを大いにやってもらいたい。そのことが先ほどの地域の住みやすい町づくりにもつながると思うのですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おっしゃるとおりで、国でお金の配分があるから、この際どんどんばらまいてしまえというのも、やはり行政の取り組む姿勢として私は問題があると思います。影響を受けている人のところに手を差し伸べるようなお金の支給をするには、一体どういう工夫をすればいいのか。また、願わくは、町民の方が恩恵にあずかるような中で、事業主さんが助かるというスタイルのお金の利用はないのか。そこら辺を、今、担当課にも考えていただいています。

今日、商工会の局長もお見えです。長い歴史を持って、そこら辺のいろいろな制度を承知している商工会の皆さんとも、もう一度詰めて、もし第2弾、第3弾の支援策を打つようになれば、手を打っていきたい。

国は全体で、33兆円と言っていますけれども、これも結局赤字国債で、将来は誰かが税金で返すお金です。さりとて、町がつぶれたり、事業がつぶれてしまうのでは元も子もございませ

ん。そういうことも留意しながら、ご意見を参考にしながら精いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今は事業者対象でありましたが、次に、町としての生活者支援策、つまり生活者に対する支援策は、どのようなことを考えておられますか。今、国ではマスクを支給すると言いながら、まだ町内には顎の出るマスクも回ってこないというような状況でございますけれども、生活者支援策についての町の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えする前に、現在の特別定額給付金の状況についてお話を申し上げます。6月1日時点ですが、分母としては4,021世帯ございまして、現在3,279件受け付けております。81.55%という数字で現在は行っております。また、5月21日から5月末まで、ドライブスルー方式で受付をさせていただきまして、305件の利用がございました。また、オンライン申請につきましては、5月1日から59件の申請があったという状況でございます。

議員のご質問にお答えします。特別給付金のような独自策というものは、現在はございません。ただ、社会福祉協議会を窓口とする自立相談支援であったり、生活福祉資金の貸付け、また県社協「まいさぼ」と連携した支援を現在行っているという状況です。その状況ですが、緊急小口資金につきましては、6月2日現在で14件でございます。貸付額につきましては250万円という状況でございます。また、総合福祉資金につきましては6件の申請がございまして、貸付額は327万円という状況でございます。住居の確保給付金、家賃補助は1件でございます。窓口の相談体制の強化ということで、社協と連携して行っております。また、独居の高齢者であったり見守りの関係は、民生児童委員であったり、社協でわらび会とか食事提供をしている事業があるのですが、そういう高齢者に対して電話でお話をしたり、聞き取りをしている現状でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 生活者支援策が今回は非常に大事だと思います。先ほど少し触れたのですが、地域医療を守り、生活者を支援していくという点では、今、病院経営も非常に大変な状況になってきています。結局、患者が少ないということは、それ自体は良いことですが、病院経営にとっては大変な状況だと思います。ですから、生活者支援という点で病院の果たす役割というのは、非常に重要だと思います。今の病院の現状での生活者支援、そして治療、予防に対する考え方や取組状況について、特徴的なことがありましたら報告をお願いします。

○議長（大川憲明） 大川飯綱病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。生活者支援という面からはどうかと思いますが、病院でコロナの感染をさせない、院内に感染を広げないということを最重要課題として取り組んでおります。なぜかといいますと、病院に感染が入りますと、病院機能を止めざるを得ない。入院患者さんも滞在させられなくなりますし、外来の診療もストップしないといけないという状況になります。それによって、通常通院されている方の診療もできなくなりますので、それを絶対に起こさないようにということが、皆さまへの生活者支援にもつながるのではないかと考えております。

ただ、経営ということを踏まえて運営をしておりますので、最低限のことはちゃんとできるようにということと、熱やせきがある方はなるべく病院に入らないような工夫をして、電話で再診をするとか初診を受けるということも実施しているところでございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 安心して医療が受けられるような手だてを、引き続き追求していただきたいと思います。

次に、町税、国保税等、いろいろな税金の減免、そして免税、猶予等に関して、実行することは考えられるか。また、そういったことに対して相談に乗ることについての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） 町税等の免除については、議会初日の税条例の改正で提案しました固定資産税において、償却資産と事業用建物を対象に、売上高が前年に比べて一定要件を減少した中小事業者等については免除または半分に軽減し、令和3年度課税、1年間のみ適用いたします。また、町税及び国保税の納税猶予については、前年同期比で20%以上の収入の減少があった方を適用しております。

猶予相談につきましては、ホームページ等で周知し、現在行っている状況でございます。現在、1件の猶予申請を受け付け、また、申請予定は1件、相談件数は1件という状況でございます。引き続き、相談等に対応してまいります。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 私から国保税等の関係についてご答弁申し上げます。

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料につきましては、既に令和2年2月1日から遡及して減免できるよう、要綱を整備するなど対応しているところでございます。

徴収猶予についても、先ほど税務会計課長から話があったとおり、既存の猶予規定において対応することとしております。

また、広報関係ですが、広報の6月号にも若干掲載をさせていただきました。国保の方に対し、これから国保税では納税通知書、後期高齢の関係も医療費の通知が発送されますので、その中に折り込んで個々のお宅へも周知を進めたいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 確かに、租税の課税は前年の所得並びに状況によって課税になってきます。それを今年払わなければならないわけです。今、非常に大変な時期ですから、ここで減免、免税、猶予等が考えられないかということが重要だと思うわけです。ぜひ相談にも乗って説明したり、そういった制度があること、そして町でもそういった体制を取っているということを、大いに広めていただきたいと思います。そういう点で、先日、全戸配布になった「新型コロナ

ウイルスに関連した相談窓口について」ということで、相談に関することや、期間の延長、支払いの減免、給付に関することが、相談先の電話番号も含めて一覧表で配布になっています。

こういったことを町民の方に見ていただくことも重要ですが、大いにやっていることを周知することも、前代未聞の感染状況が広がって経済面にも現れている下で、非常に大事なことだと思います。こういうことに関していろいろな事件も起きていますので、そういったことも含めて、町民の安全安心なコロナ対策になるように取り組んでいただきたいと思いますのですが、それについて見解をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そのような関係については、コロナに関わらず、町の行政のスタイルとして、個々の皆さんに応じてどんな事情によって収入が厳しいとか、いろいろな状況が生まれてきますので、そういう意味では、気安く相談できるような窓口を常にオープンしていきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それでは次の質問に入ります。町の人口減少傾向から、人口維持、そして増に向けての課題についてお伺いします。

この課題につきましては、3月議会で、町長は人口増対策を徹底して進めると表明されました。そこで、お伺いいたします。人口増推進室設置の考え方や、人口増推進策の具体化をどう考えておられるかお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。先ほどの町長の答弁と重複いたします。まず、人口増推進室の設置につきましては、先ほども人口の推移の状況を説明いたしましたが、町の人口減少が社人研で今まで予測していた数字よりも速いペースで減少しております。減少スピードが当初想定していたものよりも速くなっていることに非常に危機感を感じて、人口増

推進室を設置して、これからいろいろな事業を待たなしてやっていかなければいけないと考えているところでございます。

人口増推進の具体策でございますが、自然増減の改善につきましては次の質問とかぶりますので、社会増減の施策について答弁させていただきます。先ほどの答弁とも重なりますが、移住希望者にとって今、住む物件が不足しているということが最大のネックでございます。これから戸建て物件、古民家、別荘物件など、いろいろな物件の情報をできるだけ集めてデータ化し、情報を公開することが新しく設置した人口増推進室の最大のミッションだと考えているところでございます。

働く場所の確保につきましては、複数の人がオフィスをシェアするコワーキングスペース、またレンタルオフィスを今年度中に旧小学校施設内に開設する予定でございます。先ほど町長からも話があったとおり、新型コロナウイルスの影響で、これからサテライトオフィス、リゾートテレワークの需要が高まってくると予測されております。今年度、施設管理者であるカンマッセいづなが、いづなコネクト EAST 内で、リゾートテレワークの誘致に向けて、首都圏の企業向けの体験イベントを実施する予定でございます。首都圏との時間的距離が比較的短く、地方都市の長野市に隣接する飯綱町の立地を生かしながら、さまざまなライフスタイルや柔軟な働き方に対応した、新たな企業誘致を旧小学校施設において進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それでは次に、今、町の事業の中に三世代同居促進事業という事業が掲げられております。私は、ここで提案を含めながら、この事業の具体化策について伺いいたします。併せて、この三世代同居促進事業を拡充していくことが、人口減少を食い止め、維持、増に向けた一つの考え方ではないかと思っております。それについて、伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご提案ありがとうございます。いわゆる三世代は、1階に親父とお袋、2

階に若夫婦と子どもというのが理想的なイメージとして描いてきましたが、今はしっかりとした二世帯住宅や、もしくはスープの冷めないような距離の、少し離れても同一集落、少なくとも飯綱町と一緒に住んでいるというような三世代というものが大事だろうとっております。というのは、人口の移動で申し上げましたが、20歳から29歳の間の転出率が55%近くになっているわけです。ほとんどがその年代で出ていってしまう。大学へ進学するというのはしょうがないですが、就職をするときが一つの分かれ道になる。こっちにいてもしょうがない、東京に住もう、となると恐らくほとんど帰ってこない。そこで所帯を持ち、家を造るとというのが大きな流れです。

例えば結婚して、今のような、少なくとも東京でお勤めという世の中になってしまいますと、ここに住民票を置いて一緒に住むというのは難しいですが、実は、当飯綱町のある地域で、りんごを作りながら会社勤めをしているという素晴らしい人をお聞きいたしました。月に1回1日会社に行くだけで、あとは家でテレワークをしながら農業をやっていると。そういう特殊な技能や、知識や能力を持っている優秀な方が、外へ流出せず飯綱町の中に住んでいてもらって、そして、ご結婚して、お子さんもいらっしゃって、親と隣同士の敷地に家を造って農業もやりながらというのが、私は理想的なこれからの生活スタイルだと思っております。それが、良い意味での飯綱町らしいスタイル。東京へ行くにも1時間半もあれば大体行けるという社会的距離の近さ、そして果樹栽培、水田栽培等々、みんながある程度の知識を持っている地域であること。そういうものが、これからの時代のいかなる病気やいろいろな経済状況の中でも、力強く生き延びていけるような飯綱町の良さというものがある。それには、この三世代の住宅で、一つ屋根の下に住む三世代にこだわらない三世代世帯というものを推奨していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 先ほど話にも触れられました移住対策も大事ですが、私はこの三世代同居促進事業を具体化して重点化していくことも非常に大事ではないかと思っております。三世代が同居することによって、形態はいろいろありますけれども、結局、地域のコミュニティづくり、

そして私もよく触れておりますが、家族農業、それから地域の構成、消防団や青年団、そしてお祭りといったものにも非常に良い結果が出るのではないかと思います。そういう点で、この三世代同居促進事業の内容を拡充しながら取り組んでいくことが、町の将来にとっても非常に重要ではないかと思います。そのような見解を端的にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 人口の移動の中で、女性が婚姻された場合には、旦那さんの住所地のほうへ移動していくという場合が非常に多いのですが、残念ながら飯綱町は、男性がお嫁さんをもらって、しばらくの間、町外に転出をされるというケースも結構ございます。よく考えてみると、若い夫婦が新婚の時代を送るのに適切な住まいが飯綱町には欠けている。そんなものが整備されていれば、良い意味で三世代につながるような段取りができていくかと。

例えば、飯綱町の平出で生活して、結婚したら牟礼の本町のアパートで7、8年暮らし、大体のお金のできたので地元のほうへ家を造って戻るといようなスタイルというのは、長野市を見ても、吉田に生まれ育っても、結婚したら伊勢宮団地に移って2人で住んでいるといようなことはざらにあることなので、そういう意味では、そういうものを整備していくことも大事かと思えます。

近隣市町村、いろいろな三世代の優遇措置をやってございます。町としても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 私は、町の考え方として、子どもの多い長寿社会、言葉で言えば多子長寿社会を目指すことが非常にいいのではないかと思います。そうしたことを進めていく上で、町民の皆さんの理解を得ることも、そしてまた考え方も大事ですので、ぜひ町民の知恵を借りて三世代同居を進めるような施策を行政としても組み立てながら、大いに人口増・維持に向けて進めてもらいたいと思います。一言ありましたらお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 抽象的なことですので、私のほうからお答えします。今の若い人たちというのは、非常に難しい点もございます。議員がおっしゃったようなお祭り、公民館、消防など、そういう事業というのは素晴らしい事業である反面、毎晩若旦那は会議だあれだと言ってほとんどうちにいないというようなこともあり、少し考えなければいけないという意見もいろいろなところでお聞きします。町民の意見というのは、若い人たちからお年寄りの皆さんまで広い範囲の意見を聞き、やはり集落それぞれの仕来りも、今の時代に沿って少しずつ改めていくのも極めて大事だと思います。また、区や組の役員というようなものについても、大きな意味では女性の進出というようなことも十分考えていく中で、一つ住民の知恵を借り、住みやすい飯綱町にしていくことがやはり大事かと思っております。

そういう意味では、議員の皆さんにも、地域の中で機会があればそのような呼び掛けをしていただければ本当にありがたいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 町民の知恵を借りる手段はいろいろあると思いますので、ぜひ工夫して取り組んでいていただきたいと思います。

次の質問に入ります。町内に公園を設置し、観光と憩いの場として取り組むことはどうかという点でお伺いいたします。

以前、私は芋川地籍の旧三水役場跡地の公園化を取り上げた経緯がありますが、やはり町民の公園設置の要望、意見等が非常に強くあると思います。土地の有効利用や活用からも考えていくべきだと思います。そこでお伺いします。

牟礼駅周辺整備計画が平成26年に多くの検討委員会の皆さんにより研究、作成され、この方針のもとで、今、駅周辺の整備等が進められてきていると思います。この計画の中には、公園計画が要望意見として入っていると思います。地元の協力体制も進んでおりますが、この牟礼駅周辺整備計画に基づいての公園計画について、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員がおっしゃるとおり、一つの検討事項として議論されたという経過については承知しております。ここへ来まして、区長から、公園を駅前の高い土手の上に整備をしたいと。そして、それと併せて周辺の地主さんのご理解をいただく中で、だいぶ樹木の伐採が進んで、福井団地に行く道についても非常に明るくなったり、空が開けたような感じのいい空間になってきております。そんなことから有志の方を中心に、もちろん区の三役の皆さんも入っておられましたけれども、地元でできること、そして町として取り組んでほしいこと等々に分けて要望を頂いてございます。

町では、基本的に公園を整備したいという方向に異議異論はございません。どういう形で公園を整備していけばいいのかを、今のところ建設課と企画課が中心になって検討しております。栄町のところだけの公園整備ということを考えるのではなく、私の指示としては、町内全体に幾つかの公園構想というものを持ち、その中の一つが栄町の駅前の公園であると。お母さん方、子どもを持っている人たちを中心に公園を望む非常に強い声もございますので、第2弾は倉井、第3弾は高岡の川上地区というような町としての公園の位置付けというもの、そういう計画の中で、どのぐらいの国庫の補助事業等があるのか、またはどのぐらいの費用が必要になるのか、どういう公園にしていけばいいのか等々、検討をしております。ただし、栄町の公園については、何とか早くやってほしいという要望を頂いております。栄町についてはまだ結論が出ておりませんが、駅前から直接、高い土手の上につくろうとする公園に上がっていきたい。私もそれが非常にやり方としてはカッコいいかと、駅前からすぐに良い公園に行って、高台から周囲を見るということも非常に良い。しかし、あそこへ直で上がる道を一体どうすればいいのかというのは、非常に大きな難題でございます。それと、あそこは確か保安林指定になっている部分があり、その解除というのも厄介な問題としてあります。ただ、町がやるべき事の一つとして、公園をこんな形で、こんなほうから入って、こんなものにしたらどうかという構想みたいなものは、少しやってみようではないかということで、今、進めている最中でございます。

○議長（大川憲明） 時間です。まとめてください。

○12番（渡邊千賀雄） 今、町長も具体的に進んでおられる内容を話されました。地元の皆さんや歴代区長がこぞって、牟礼駅前の傾斜地、頂上付近を、自然を生かした公園にという地域からの要望と、栄町の皆さんの考え方で進めておられます。既にいろいろと動きを活発化されているようでありまして、町長もそのことを承知であります。ですから、先ほどの町長の答弁にありますように、この辺も具体化して駅前の活性化につながるような、そして町民の憩いの場になるような公園に、ぜひ取り組まれるように求めまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊千賀雄議員ご苦労さまでした。

暫時休憩とします。再開は、11時30分からお願いします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

◇ 伊藤 まゆみ

○議長（大川憲明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号9番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。通告に基づいてお聞きしてまいります。

同僚議員からの質問もございましたが、まず、子どもたちの学ぶ権利をどう保障していくのかということで、コロナ対策後の子どもたちのことをお聞きしていきたいと思います。新型コロナウイルス感染症抑制のため、小中学校が4月11日から休業となりました。児童生徒の感染防止と命を守るために必要な措置でありましたが、児童や生徒、教師、保護者、そしてそれを見守る地域にも、大きな負担を強いたことは間違いありません。初めてのことであり、教育委員会、学校としても苦慮の上であったと受け止めています。6月1日から通常の授業が再開されたようですが、新しい生活様式が求められており、課題も多いと感じています。これまで培

ってきたものと違ったさまざまな生活が強いられてくるわけです。

そこでお聞きいたします。新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見えない中、子どもたちの学ぶ権利をどう保障していくのかという立場に立った今後の対応をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。教育を受ける権利につきましては、日本国憲法で規定され保障されていることは言うまでもございません。この規定を受けまして、文部科学省では、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう学習指導要領を示しまして、各教科、道徳、特別活動などの指導内容、また、その内容を指導するのに必要な時数を示してございます。町立小中学校では、毎年度この学習指導要領に基づき、各校で教育課程を定め学校運営を行っています。先ほど答弁させていただきましたとおり、授業再開にあたりましては、文部科学省が示した学びの保障の方向性に基づき、年度当初に編成した教育課程を見直し、子どもたちの学ぶ権利を最大限保障できるよう、学校と連携しながら今年度の学校運営を行ってまいります。

また、第2波、第3波も心配されます。国が示す新しい生活様式を踏まえ、今後も引き続き児童生徒の命を守ることを最優先に、子どもたちの健やかな学びの保障との両立を図ってまいります。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 先ほど高橋教育次長から、学習の遅れだけにとらわれることなく、きちんと子どもたちが習得できるような方向で進めていきたいという答弁がありました。この間、学べない、お友達と会えない、学校に行けないという大きなストレスを抱えて過ごした子どもたちや、子どもたちを家で養育をしていた保護者の皆さんは、大きなストレスを抱えて過ごし、なかなか不安定な状況であったり、親子関係が気まずいような状況が生まれたりということもお聞きしています。

この点のケアというものも考えていかなければいけないと思いますが、この点についてはどのように取り組んでいかれる予定でしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。学校休業中の子どもたちのケアについてですが、家庭生活において、基本的には家庭でやっていただくというのが原則ですけれども、親御さんがお勤めでいらっしゃる、いろいろなことがあります。学校としては、家庭内のことがどうというよりは、学習の遅れなどに対して、どういう手だてを打つかということでは幾つかやってまいりました。

まず、一つは子どもたちに課題を出す際に、おうちの方や本人に学校に来ていただいたり、または教師が家庭訪問をする中で、いろいろな生活面や学習面での相談を受けました。

それから、小中学校に独自のメール相談窓口を設けました。学校休業中に学習や生活面でいろいろ心配なことや、お子さんの様子で心配なことや分からないことがあったら気軽に相談できるメール窓口を設け、メールですからいつでも打ってもらえますので、それに対して、確認したらできるだけ早く対応するというようなことをやってまいりました。

学習のことは、今、学校が始まりましたが、まだ完全な通常授業にはなりません。そこで、子どもたちの密を避けたり、安全面を確保するために、学習課程の組み替えをしております。例えば、家庭科だと調理実習はできませんので、先に、教室でできるようなほかの学習をする。もしこれから先も調理実習をやるとしたら、まず、教室でやり方などいろいろな勉強をして、実際には家庭学習でやるとか。それから、理科の実験や体育についても、密になりやすいものはできるだけ組み替えてやる。音楽の授業だと、今はまだ歌を歌うということではできない状態ですので、器楽演奏や音楽鑑賞などで授業の組み替えをしてやっております。

今、文科省では、授業時数イコール学習の保障という捉え方ではなく、教育の質を高める、例えば 50 分授業を 45 分に短縮して、質の高い授業を提供して授業時数を増やしていくなど、いろいろな工夫を提案しています。

長野県は、実は他府県に比べて授業時数がもともと多い県です。いわゆる剰余時間が大変多く、地域の特徴があって夏休みや冬休みが短いというところで、もともと授業時数が多い県で

す。そこで、剰余時間をできるだけうまく使って学習の遅れを取り戻そうということで、今、学校現場ではやっています。それでも、長期的な視野に立って、やはりまだ厳しい場合は、1学期を延長して夏休みを短縮するとか、そういうことをやらざるを得ない面もあるかと思いますが、できるだけ子どもたちの学びの保障はしていくように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 有名な方が亡くなったというような報道がされる中で、やはり子どもたちは、目に見えないウイルスに対する大きな不安も抱えて過ごしているということも事実あるようです。これで本当に学校へ行って大丈夫なのか、これからまた流行すると言っているけれども、僕たちは本当に大丈夫なのかという不安との隣り合わせの中で、学校へ通うということも出てきます。その部分も受け止めた中での学校生活になってくるとと思います。感受性の強いお子さんは、特に不安定になってくるといこともあると思いますし、保護者の皆さんもその対応というものに苦慮されるので、丁寧な対応をぜひともお願いしたいと思います。

次に、オンライン授業というものが推奨されているわけですが、過日、同僚議員からも質問があり、順次導入をしていくという話ではありましたが、オンライン授業をやるとすれば、やはり1人1台のタブレットというものが必要になってくるといことです。また、それをどう使いこなすのかということも必要になり、人材の育成というものも大事になってきます。この件について、早急な対応というものが求められていると思います。見直された点等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。国では、ICT教育につきまして、以前よりGIGAスクール構想による学びの保障を進めていますが、今般の学校臨時休業により、さらにオンライン学習等、ICT教育の必要性が高まっております。

そこで文科省では、令和2年度第一次補正予算で、GIGAスクール構想の加速による学びの保

障とし、1人1台端末の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現するとし、動き出しております。

当町におきましても、国の令和元年度補正予算による今年度繰越事業とし、小中学校のワイファイ等、情報通信ネットワークの整備を今年度に行います。また、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備を今年度中に行う予定として現在進めております。ただ、このGIGAスクール構想による国の補助申請などは、ようやく先月末に国で動き出したばかりで、具体的なスケジュール等につきましては定かではございません。長野県では、市町村自治振興組合による共同調達を考えております。当町についても、共同調達による整備に手を挙げて現在進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 十分に活用できるように取り組んでいただきたい。人材的にもきちんとした手だてをとっていただきたいと思います。期待しております。

休業が長引く中、子育て中の世帯の負担が大きくなっております。町独自の18歳までの支援が必要と考えますが、見解をお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは教育行政というよりも町の支援策でございますので、お答え申し上げます。

ひとり親世帯のところに、町独自でプラス2万円の給付金ということは、今議会にお願いをしています。6月の児童手当の支給でプラス1万円というのはご存じのとおりでございます。

議員がご質問の18歳までの子どもたちに対しての独自の支援策について、実は、教育委員会ともいろいろ話をしております。度合いにもより、やり方にもいろいろ方法があるのですが、結論的に申し上げますと、今後、第2段、3段の子どもを持つ親世帯等々への支援が必要であるというような状況が起きた場合には、やはり独自の支援策も積極的に考えていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 私は、ぜひこれを全員にやっていただきたいと思っているわけですが、まず、一番大変なところというのは、町長がずっと言ってこられました貧困世帯、生活が大変な世帯をどう支えていくのかということになると思います。住民税非課税世帯の子どもたち、また、就学援助を受けている子どもたちへの町独自の支援というものは考えておられますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 児童扶養手当という手当がございます。これは、県が支給するひとり親世帯に対する手当でございますが、これがどういう人たちに支給されているかは、町では把握しておりません。ただし、ひとり親世帯のかなりが含まれているのだろうという想定はできます。

もう一点、支援をしている子どもたちの関係についても議論いたしました。今回のひとり親世帯に入っている人もいらっしゃるのですが、そうではなくて、支援をいただいている家庭の者について、今回は対象にしていないのですが、それも含めて今後考えたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 休業中は、子どもたちが家にいることで給食がありませんでした。給食は、本当に材料費だけで、あれだけの献立で栄養のバランスの取れたものが食べられていたということを考えると、それぞれのお宅にとってみると大変大きな負担もある。子どもたちがいることで、さまざまな経費も伸びてきて、献立も大変だというお話をお母さんたちからお聞きしているところです。

国のものだけで、果たして本当にきちんと支えられるのかというと、大変疑問も多いということで、私は町として、ここのところは積極的に早めに手を打っていただきたいと期待しております。

次に、学びたい18歳以上の子どもたちへの支援をということでお聞きしてまいります。新型コロナウイルス感染症抑制のための緊急事態宣言がされ、それを受けて営業の自粛に伴い、アルバイトがなくなり大学生等が生活に困窮したり、授業料の負担に耐えられないとの声がある

などと伝えられ、大学生の5人に1人が退学を考えているとの調査結果が報告されています。

各大学においても、学び続けられるように幾つかの支援策を打ち出していますが、先が見えない中で、学生たちは大きな不安を抱えています。アルバイトで貯金をして、それを奨学金の返済にと考えている学生も半分近くおられるという話もお聞きしています。

独自の奨学金制度を創設した町として、学びたい18歳以上の子どもたちへ、私は幾らということではなくて、町で生産されたものや気持ちをそれぞれの学生へ届けるような支援というものに、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。これによって大きく励まされて、学業を続けよう、首都圏から地元の家には帰らず頑張ろうという方たちもおられ、それぞれの地域によってさまざまな取組がなされています。県内でもこれに取り組む自治体が大変多くあるということは、町長もお聞き及びであると思います。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。今、非常に話題になっている点のご質問だと思います。

自治体によって、お米を送るなり、何かを送るなり対応策をやってございます。そういう意味では、先ほど渡邊議員の質問でやり取りがありましたけれども、半農といいますか、農業をやっているのは飯綱町の魅力の一つです。比較的、農産物について、子どもたちや関係の人たちに供給してあげる力は、個々の家庭で持っているという総体的な話ですけれども、そういう強さがあると思っております。

国で、例の学生支援緊急給付金、困っている学生には10万円支給するという制度も発表され、実施されるものと思っておりますが、今、それを見守っているような状況であります。

私は、奨学金を借りて使ってもらっている学生諸君について、リストにより承知をしていますが、奨学金を借りていなくて何とか頑張っている学生諸君もいらっしゃいます。特に、当方は首都圏へ行っている学生が多いと思っておりますけれども、帰ってきてはいけないとい

う厳しい制約の中で、彼らがいろいろな意味でかなり苦勞しているのではないかと思っています。決して出さないというのではなくて、彼らが本当に必要としているのであれば、議員のおっしゃっているとおり、町も僕たちのことをちゃんと気にしてくれているという認識を持ってもらう意味でも、やはり大事なことだと、考えていかなければならないと思っているところです。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） また、東京での感染者が大きく伸びてきているという状況の中で、第2波、第3波というものが懸念され、学校へは行っていないけれども納めた授業料はどうなるのか、この先どうやって生活費を捻出しようかなど、不安ばかりが先に立っている子どもたちを支えていくということは、町がより近くにあるということを実感していただける大事なものであると思います。たぶん、町の皆さんにお声掛けをしていただければ、協力したいという方々もたくさんおられると思います。それこそ、町も町民も一丸となって支えていけるような取組をやっていただけるように期待いたします。

次に、子どもたちの学びを保障するための教師の働く環境を守る立場を堅持していただきたいということでお聞きします。

2019年12月4日、現場からの反対を押し切って、安倍政権は公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案、改正教育職員給与特別措置法を強行成立させました。導入には、都道府県が条例を改正し、市町村教育委員会が各学校の意向を踏まえて、導入する学校や具体的な導入の仕方を決定するとされています。

そこで、お聞きいたします。現場の声をどのように聞き取り反映させていくのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃった変形労働時間制による労働ということですが、これは教育現場の実情になかなかそぐわない面があります。変形

労働時間制とはどういうことかということ、一日 8 時間、一週間で 40 時間、一月何百時間、一年何千時間とトータルが決まっています、忙しい時期は労働時間を延ばして、あまり忙しくない時期は労働時間を短縮して、トータルした労働時間は一緒という捉え方です。それを教育現場に持ってくると、なかなかそぐわない面があります。例えば、期末テストや中間テストの時期は、忙しいから先生たちは労働時間を延ばして、そうではないときに労働時間を減らすとなっても、子どもがいるのに、今日は短縮ですから 3 時半に失礼しますというわけにはいきません。

これについて飯綱町では、校長会の意向も聞いてみたのですが、今のところそういう声も上がっていないし、導入する予定はないということです。

教育現場でそれができるとしたら、例えばパートで働いていただいている方です。その方たちに取り入れるとしたら可能かもしれませんが、教育現場で働いているパートの方というのも、大体子どもを支援するという立場で働いていただいていますので、単純に導入というのはなかなか難しいかと思えます。

先生方は、日頃どうしても労働時間が延びがちになってしまって、今、できるだけ労働時間短縮ということでいろいろ施策をとっているわけですが、なかなか休みが取れない分を夏休みや冬休みで年休を取っていただく、代替を取っていただくというというほうが、より現実的で効率的かと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 次のところも含めて答えていただいたと思います。

今でも、本当に長時間労働が強いられるような、時間外手当もない教師の生活の中で、過労死や精神に支障を来す教師が多く出ているということを考えると、私もこれは導入するべきではないと考えております。長年現場で子どもたちと関わってこられた教育長からしっかりとした答弁をいただきましたので、今後もこの方向で進めていっていただきたいと思えます。以上で私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） これにて、一般質問の通告者は全て終了しました。

ここでお諮りします。明日4日から16日までの13日間、本会議を休会したいと思います。
異議はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、明日4日から16日までの本会議を休会することに決定しました。

17日の本会議は、議事の都合により会議規則第9号第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて午後1時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、6月17日の本会議は午後1時に開くことに決定いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時59分

令和2年6月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和2年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年6月17日（水曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第8号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 常任委員会審査報告
（1）予算決算常任委員会
（2）総務産業常任委員会
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 4 議案第53号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第54号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第55号 令和2年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 発議第 4号 免税軽油制度の継続を求める意見書案
- 日程第 8 発議第 5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案
- 追加日程第1 発議第 6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書案
- 日程第 9 議員派遣の件
- 日程第10 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番 清水 均

2番 風間 行男

3番	中島和子	4番	目須田修
5番	瀧野良枝	6番	原田幸長
7番	石川信雄	8番	荒川詔夫
9番	伊藤まゆみ	10番	清水満
11番	樋口功	12番	渡邊千賀雄
13番	原田重美	14番	青山弘
15番	大川憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	教育長	馬島敦子
監査委員	山本孝利	農業委員会長	清水藤一
選挙管理委員長	三ツ井吉次	総務課長	徳永裕二
企画課長	土屋龍彦	税務会計課長	永野光昭
住民環境課長	梨本克裕	保健福祉課長	山浦克彦
産業観光課長	平井喜一郎	建設水道課長	土倉正和
教育次長	高橋秀一	飯綱病院事務長	大川和彦

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

皆さんご苦労様です。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第8号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による審査報告及び質疑を省略いたします。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会審査報告を会議規則第77条の規定によ

り報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

それでは別紙をご参照ください。

総務産業常任委員会審査報告、令和2年6月17日、飯綱町議会議長 大川憲明様、総務産業常任委員会委員長 風間行男。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議案第48号 飯綱町税条例の一部を改正する条例、可決。

議案第50号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、可決。

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書、採択。

陳情第1号（継続審査） 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第48号 飯綱町税条例の一部を改正する条例、

質疑①、固定資産税の軽減は令和3年度課税のみ適用ということか。

回答①、令和3年度課税のみ適用。要件により1/2又は全額が軽減となる。

質疑②、地方税法の改正によるものか。町独自のものはあるか。

回答②、すべて地方税法の改正によるもの。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第50号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、

質疑①、補償基礎額の表中の金額は月額か年額か。

回答①、補償基礎額であり、この金額に障害等級に応じて倍率をかけて補償金が支払われる。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書、

説明者、飯綱東高原観光開発株式会社代表取締役仲俣俊晴氏。

質疑②、138万円の免税額は経営に影響するのか。

回答②、雪不足やコロナの影響で客が減った。制度が廃止されると経費が増え、経営が更に大変になる。

質疑③、請願を提出しているスキー場関係組織の範囲は。

回答③、長野県、新潟県、富山県、石川県の索道事業者で組織された北陸信越山岳観光索道協会。今後はその他の索道協会にも拡大したい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、3月定例会審査報告。

説明者なし。

質疑①、毎年説明に来ているのになぜ今回は欠席か。

回答①、理由は聞いていない。

継続審査採決、陳情者に詳細について聞きたいので継続審査の動議が出され、全員賛成で閉会中の継続審査とした。

閉会中審査報告。

日時、令和2年4月9日、木曜日、午後1時。

場所、飯綱町役場2階会議室。

説明者、長野地区労働組合総連合事務局長成田隼氏。

質疑③、日本の最低賃金は他国と比べ低い方ではないとする専門家がいるが。

回答③、専門家の中でも色々な意見があるが、試算した結果、生活保障には1,500円が必要。

質疑④、非正規社員の正職員化雇用を訴えてはどうか。

回答④、別の政策の中で要求していく。

賛成討論、中小企業が最低賃金を引き上げることに對して、政府の支援策の拡充を求めている内容であり賛成。

賛成討論、意見書は議会として提出するので、陳情書の趣旨を変えない範囲で、農家支援の

拡充等も入れて要望していくことにも賛成。

採決の結果、賛成多数で採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め質疑を終了します。風間委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告を会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

福祉文教常任委員会審査報告、令和 2 年 6 月 17 日、飯綱町議会議長 大川憲明様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 49 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例、可決。

陳情第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 49 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、

質疑①、労務に服することができない期間はどのように把握するか。

回答①、規則で定めた傷病手当金支給申請書に労務に服することができない期間を勤務先に記入いただく欄があるため、その勤務先の事業主の証明によって把握する。また、医療機関記入用の申請書もあり、労務不能と認めた期間の医師による証明によっても把握する。

質疑④、個人事業主の家族は傷病手当金支給の対象になるか。

回答④、青色申告による専従者給与については対象となる。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例、

質疑②、時効が 5 年になることで事務作業が楽になるか。

回答②、あまり変わらない。

質疑⑦、5 年の期限は請求した日からか、治療が終了した日からか。

回答⑦、診療を行った時点で請求となるが、診療報酬の場合は、診療の翌月から起算して 5 年間で時効が成立する。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情、

説明者、長野地区社会保障推進協議会事務局長小野高聡氏。

質疑②、75 歳以上の負担がそのままだと、現役世代の負担が増えるのではないか。

回答②、公費を増やすことが求められる。税金の使い方の問題である。

質疑③、団塊の世代が 75 歳以上になると、医療費が大きくなる。どうするのかの記載がないが。

回答③、国にお金がないことを前提に話しているが、単純にお金がないわけではない。どうお金を集めて再分配していくか。憲法 25 条に照らして国の義務を果たしているのか。苦しんでいる国民の負担を増やさないことが重要。

反対討論、現役世代に負担がかかるのはどうなのか。

反対討論、中間報告で方向性がはっきりしていない。負担が増える人がどのくらいいるのか、はっきりしない時点で意見書を出すのは賛成できない。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第48号 飯綱町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第48号 飯綱町税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 50 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 50 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 52 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 52 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とします。。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書は、採択することに決定しました。

○議長（大川憲明） 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。原田幸長議員。

〔6 番 原田幸長 登壇・討論〕

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。この陳情に対して反対の立場で討論を行います。

この陳情は、全国一律最低賃金制度に改正し、最低賃金1,500円以上を目指すもので、今までは各県の最低賃金審議会で決定してきたものを、県の実情を無視し、全国一律制度を要求しています。昨年、長野県は時給を848円に改定されました。全国一律に1,500円実施は現実的でなく、不適切と考えます。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

[12番 渡邊千賀雄 登壇・討論]

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情に賛成の討論を行います。

最低賃金を底上げし、全国一律を目指すことは、都市部への人口流出を防ぎ、地域の労働力や地域経済を守り、行政運営にも好影響をもたらせると思います。また、働く人たちの可処分所得を増やすことにもなり、地域経済の好循環に繋がります。懸念されることは、中小企業や零細企業、農業経営の人件費等に影響し、経営が困難になるのではといったことが心配されます。だからこそ、国の、政府の政治力と、雇用・労働政策で働き方改革の推進に加えて、最低賃金引上げの支援策、経済対策を政府に求めている陳情であり、よって賛成であります。なお、同趣旨の陳情意見書が、この間、当議会に提出されてきましたが、その都度、採択・可決とされてきた経緯もあります。以上、賛成討論とします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。風間議員。

[2番 風間行男 登壇・討論]

○2番（風間行男） 議席番号2番、風間行男です。最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情に反対討論を行います。

コロナウイルス感染症で、企業が採用中止、就職先が確保できない状況となっている。また、飲食業、宿泊施設、観光バスやタクシーなどは休業で死活問題が発生しています。このような状況の中での全国一律時給1,500円は、中小企業の存続を脅かす金額であり、雇用の確保も難

しくなり、就職することができない状況になりかねない。農家にとっては農産物の価格低迷と販路の確保ができない状況の中、農業経営からも雇えない時給です。東京都と長野県では、家賃など、物価は違います。その地方に見合った時給とすべきと思います。中小企業、農家支援拡充が優先されるべきだと考え、反対討論とします。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[9番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情の採択に賛成の立場で討論を行います。

新自由主義が推奨され、生涯雇用が崩れ、企業は利益追求のため非正規を雇用することで安い労働力を得てきました。それが、無年金者や結婚、子供を得ることを決意できない若者を生み出しています。この陳情は、最低賃金の改善により、同一労働同一賃金の実現を求めるもので、願意は十分理解できます。財政力のない中小企業などには、国が支援して実現することも求めているので、採択すべきと考えます。以上、賛成の討論とします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

[11番 樋口功 登壇・討論]

○11番（樋口功） 議席番号11番、樋口功です。最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情に対し反対の立場で意見を述べます。

この種の陳情は、同者から平成30年3月にも提出され、2020年に向けて、すぐに全国一律1,000円とするように求めていました。現在、令和元年10月に定めた全国の最低賃金の平均は901円。1,000円を超えているところは、東京都1,013円、神奈川県1,011円のみです。陳情の中に生活の地域格差はないとされ、最低賃金の全国一律の水準を求めています。土地、家屋やそれらの賃貸料、物価など様々なところに地域格差が現実としてあります。そのため、全国に展開している企業では、給料にそれを調整した手当を別途支給されていることはご存知かと思えます。そのような中で全国一律の賃金は現実的ではないと考えます。このような状況にあって、貰う方は多いに越したことはありませんが、支払う側は現状からみても大変でしょう。

国はこれまでも様々な中小企業支援策を実施してきましたが、現実にはそれほど急速に賃金がアップされていません。現在、新型コロナウイルスで多くの企業の経営状況が疲弊しています。このような中で現在、1,000 円に満たない賃金を一気に 1,500 円にというのは特効薬としての支援策がない限り無理があると思います。現状ではその実現性に問題があると思います。よって、この陳情には反対します。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情は、採択することに決定しました。

○議長（大川憲明） 陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇・討論〕

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。今般の陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情について、賛成の立場で討論をします。

平成 20 年 4 月から老人保健法が改正され、後期高齢者医療制度が始まりました。現在、75 歳以上の者は医療機関での窓口の療養給付の自己負担割合は、一般の人は 1 割、現役並所得者は 3 割負担と定められています。しかし、令和 4 年度までに負担能力に応じて一定所得以上の者は 2 割負担を求めています。未だに、基準が明らかになっていませんが、問題は 75 歳以上の年金受給者は太宗を占めていることに鑑み、制度改正に疑義を持ちます。高度医療技術等が進み、医療費が高額化してきていること及び高齢化に伴い病気・怪我のリスクが高まり、受診の機会が増えているのが現状であります。以上の背景を総合勘案すると、医療費の自己負担が 2 割は、私のような年金が主たる収入源の生活者にとって医療費負担増は痛手となり、診療の機会減等も思慮されます。人生 100 年時代を迎えている昨今、制度堅持により引き続き現役世代と高齢者の共生による扶助社会構築を切望するところです。以上を踏まえ、今般の陳情に賛成の立場で私見の一端を申し述べました。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。青山議員。

〔14 番 青山弘 登壇・討論〕

○14 番（青山弘） 議席番号 14 番、青山弘です。私は、陳情第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情の採択に反対の討論を行います。

誰もが国民皆保険制度の恩恵を受け、安い医療費で高度な医療を受けたいと望むのは国民誰もの願いです。反面、高齢者医療に要した費用をどのように公平に分担していくかという視点をもって考えていく必要があります。政府与党は、全ての世代が公平に支え合う全世代型社会保障への革新を進めようとしています。後期高齢者であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方については 1 割とする。その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な実施時期、2 割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について検討を行うとあります。現在 75 歳以上の後期高齢者医療費の負担を現役世代と将来世代が負っているのは間違いなく、公費 5 割分のうち税金で賄えない部分を赤字国債で補っています。子ども達、孫達、将来世代へ負担の先送りすることには反対です。また、日本経済新

聞が昨年 12 月に行った世論調査では、政府は一定の所得がある 75 歳以上の後期高齢者について、医療費の窓口負担を原則 1 割から 2 割に引き上げる方針であることに賛成かの問いに、賛成が全体で 52%、反対が 41%でした。今回の世論調査の結果を世代別に分析すると、39 歳以下で賛成 61%反対 35%、40 から 59 歳は賛成 56%反対 38%、近い将来負担が増えることになる 60 歳代でも賛成 52%反対 42%でした。すでに後期高齢者になった人も含む 70 歳以上では賛成 45%反対 50%でした。このような状況下で後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持する陳情には賛成できません。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。清水満議員。

〔10 番 清水満 登壇・討論〕

○10 番（清水満） 議席番号 10 番、清水です。後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書採択に賛成の立場で討論を行います。

国民皆保険制度の成り立ちについて、まず申し上げますと、国民皆保険制度が実現する前は、医療を受けられずに大勢の人が亡くなっていました。1956 年の厚生白書では、これまでは、国民のおよそ三分の一にあたる約 3000 万人が公的医療保険に未加入でありました。国民皆保険制度の達成は社会保障の大きな問題となっていました。1958 年に新しい国民保険法が制定され、1961 年に現在の国民皆保険制度が完成し 59 年を経過しました。その特徴は、1つ、国民全員を公的医療保険で保障している。2つ、医療機関を自由に選ぶことができる。3つ、安い医療費で高度な医療を受けることができる。4つ、社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入している。この優れた制度や仕組みによって、国民皆保険が実現する前の 1960 年に女性が約 70 歳、男性が約 65 歳であった日本人の平均寿命は大幅に延び、57 年を経た 2017 年には女性が 87.25 歳、男性が 81.09 歳になり、世界有数の長寿国を実現したと言われています。日本の国民皆保険制度は、WTO（世界保健機関）から健康の到達度と均一性、経費負担の公正さなどを理由に高い評価を受けています。イギリスの医学誌でも、2011 年「日本国民皆保険達成から 50 年」と題する特集号で、「短期間で世界一の長寿国となり、高い健康水準を実現」「国民皆保険で公正でアクセスしやすい医療を実現」「先進国の中では低い医療費でこ

れらを達成したこと」と高い評価をしています。日本の国民皆保険を学び、この制度の導入を検討している近隣諸国は、ベトナム、フィリピン、セネガル等があります。ドイツ、フランス、オランダ等ヨーロッパ諸国の多くは、日本と同じ社会保険制度である国民皆保険制度が基本です。フランスでは基本的に自己負担なしで外来診療を受けられています。また、国営システムによる医療負担ゼロ、高いレベルの福祉国家として知られているスウェーデンをはじめ、イギリス、カナダ、ニュージーランド等、この体制を採用しています。今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険制度を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが重要と考え、この陳情に賛成します。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔11 番 樋口功 登壇・討論〕

○11 番（樋口功） 議席番号 11 番、樋口功です。後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情に対して反対の立場で意見を申します。

陳情にある全世代型社会保障改革会議は人生 100 年時代、大事な社会保障を維持しながらどうやって我々の生活を支えていくのかとして、希望者の 70 歳雇用、年金制度改革などについて議論されているものであり、今回、その中間報告がされたものです。今は若い人がほぼ 2 人で高齢者 1 人を支えており、2050 年には少子高齢化が更に進み、ほぼ 1 人が 1 人を支える計算になり、若い人の負担が重くなりすぎになります。そこで支えられる側の人に支える側に回ってもらう、働ける人はできるだけ長く働いてもらって社会保障を支えてもらう、つまり、支え手を増やすという意味です。具体的には、希望者の 70 歳雇用、年金制度改革などが議論されています。さて、2022 年問題、いわゆる団塊世代の人が 2022 年に 75 歳に達し、後期高齢者になるということが大きな問題となっていることは周知のとおりです。増加する医療、介護の負担をどう負担するのか。北欧に比べて国民負担率の低い我が国にとってみれば大きな悩みです。中間報告では応能負担という考えが明記されました。この考えに沿って 75 歳以上の医療費の窓口負担を、今は原則 1 割の負担ですが、所得のある人は 2 割に引き上げると明記されました。なお、現在でも後期高齢者の窓口負担は一定の所得のある人は 3 割負担です。陳情は、あたかも

75歳以上の方が全員、生活が苦しいので負担増になることには反対とも読めます。中間報告では負担増となる所得限度額などは示されていません。このような状況にあつて、ほかの様々な報告内容を検討せず、単に後期高齢者の窓口負担が増になりそうだから現状維持。ここも問題があります。所得の多い人は現在3割を負担しています。これを維持する。中身的には矛盾するようなことで現状維持を図ろうとするこの陳情について私は反対と判断しました。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。私は、陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出の陳情に賛成の討論を行います。

国民誰もが75歳以上になります。そもそも今の制度は75歳以上の高齢者を全世代から囲い出し、高齢になると医者にかかる機会が増えることに対して、現役世代と対立をあおるような仕組とそれに呼応するような意見が聞かされます。しかし、政治に求められるのは、現役世代を含めた社会保障、福祉の維持、増進を図ることです。国政はもちろん、地方政治にもそのことが求められます。福祉は、我慢しろの考え方は危険な考え方です。福祉の心が大事です。財源はあります。ないのは福祉の心です。年金以外に2,000万円の貯蓄がないと生きていけないとも言われる中で、受診抑制を引き起こすような負担増は避けるべきです。よって、具合の悪い時には高齢者が安心して医者にかかれるよう、この陳情には賛成です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。この陳情に反対の立場で意見を申します。

日本の保険制度を維持するためには、税は応能負担が原則であり、理想と考えます。人口減少の中、現役世代及び未来を託す世代の負担を増やしてはならないと考え、これに反対します。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口

負担の現状維持を求める意見書提出を求める陳情に採択に賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療は、導入時から、医療費の伸びと加入者の増加により、2年ごとの見直しのたび保険料が引き上げられています。応能負担としては、保険料納付時に責任は果たしているもので、窓口負担（応益）は一定であるべきで、陳情の願意である現状維持は十分理解できます。憲法 25 条では、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第 2 項で国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進につとめなければならない、とされています。私たち地方議会は国の財政を考えるのではなく、住民の暮らしと命を守るため、国が負っている義務として、そこをきちんと努めてもらうことを求めていくことが重要であると考えます。よって、この陳情は、採択すべきと考えます。議員各位の懸命な判断を期待いたします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情は、採択することに決定しました。

◎議案第 53 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第53号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第53号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第5、議案第54号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）
を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 55 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） これより暫時休憩に入りたいと思います。再開は 2 時 10 分とします。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 1 0 分

◎発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 7、発議第 4 号 免税軽油制度の継続を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 2 番、風間行男議員。

〔2 番 風間行男 登壇・説明〕（発議第 4 号）

○2 番（風間行男） 議席番号 2 番、風間行男でございます。発議書を朗読します。

発議第 4 号、令和 2 年 6 月 17 日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 風間行男。

賛成者 飯綱町議会議員 原田幸長、同じく清水均、同じく石川信雄、同じく荒川詔夫、同じく渡邊千賀雄、同じく原田重美。

免税軽油制度の継続を求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油について設けられている免税制度が令和 3 年 3 月末で廃止される状況にある。

今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、製造業などの重機等に使用される軽油は免税が認められてきた。特に、当町の冬の観光を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使う圧雪車、人工降雪機に使用する軽油が免税となっており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場経営維持に不可欠なものとなっている。

しかしながら、免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しく深刻なものとなり、当町の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

つきましては、下記の項目について求めます。

記、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響を鑑み、免税軽油制度を継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 17 日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上です。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。風間行男議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第8、発議第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号7番、石川信雄議員。

[7番 石川信雄 登壇・説明]（発議第5号）

○7番（石川信雄） 議席番号7番、石川信雄。発議書を朗読します。

発議第4号、令和2年6月17日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 石川信雄。

賛成者 飯綱町議会議員 清水均、同じく荒川詔夫、同じく渡邊千賀雄、同じく原田重美。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,013円、長野県では848円、最も低い15県では790円に過ぎない。これでは、フルタイムで働いても年収120万～150万円にしかならず、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに、地域別であるがゆえに、長野県と東京都では同じ仕事でも時給で165円もの格差があ

る。しかも、年々格差が拡大している。若い労働者の都市部への流出を招き、地域の労働力不足を招いている。地域経済の疲弊につながり、同時に自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出始めている。

調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活する上で必要な生計費は、全国どこでも月22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。また、そのほとんどの国では、地域別ではなく全国一律制をとっている。OECD加盟国は、最低賃金を引き上げ、購買力平価換算で時間額1,200円以上、月額約20万円以上は当然となっている。政府が率先して必要な中小企業支援策を実施し、公正取引ルールを整備し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的な使いやすい支援策を拡充しながら、最低賃金を大きく引き上げることを要望する。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業、農業への支援策を拡充すること。

令和2年6月17日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長あて。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。石川信雄議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 先ほどの休憩中、伊藤まゆみ議員ほか4名から、発議第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

資料配布のため、暫時休憩に入ります。意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は、2時40分からとします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を再開します。

追加日程第1、発議第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号9番、伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第6号）

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。

発議第6号、令和2年6月17日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者 飯綱町議会議員 風間行男、同じく清水満、同じく渡邊千賀雄、同じく原田重美。

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条に規定により提出いたします。

詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書。

2019年12月19日、政府の「全世代型社会保障検討会議」が、「中間報告」をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、「一定所得以上」の人は「医療費の窓口負担2割」とすること、「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう、法制上の措置を講ずるとしています。

窓口負担の引き上げは、後期高齢者の生活および医療の受診に、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。後期高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保という観点から、窓口負担のあり方については現状維持に努めることを求めます。

つきましては、下記の項目について求めます。

記、後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月17日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 121 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第 10、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会 6 月定例会の閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。今月の一日に開会いたしました 6 月定例会。17 日間の会期中で、ご提案申し上げます。

した総ての案件につきまして、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

コロナ感染症対策の一環で、各市町村議会では創意工夫の中、議会運営において様々な対応がなされました。飯綱町議会におきましても一般質問の時間短縮、傍聴者への配慮など3密を避ける取り組みがなされ、大きな混乱も無く閉会できますことに厚く御礼申し上げます。

コロナ感染症が及ぼす様々な事象は、我々行政を執行する立場にとっても前例のない、経験のない事ばかりであり、不安感、特に今後の住民生活や経済的な面での不安というものをもたらしております。

しかし、こんな時こそ、住民の生命と財産を守る行政の役割、責任をしっかりと果たしていかなければならないと強く感じております。コロナ対策は、医療、福祉、教育、産業、雇用などあらゆる分野に関係してきます。総合的に取り組まなければ、従来にも増した安心安全な生活を取り戻すという目的は達成されません。住民の立場に立って職員一丸となり取り組んでいく所存であります。

令和2年度の事業につきましては、庁舎建設、子育て支援センター、三本松直売所のオープン、小学校の跡地利用である、いづなコネクト EAST、WEST など、それぞれの特徴を生かした活用が始まるなど順調に進んでおります。

飯綱東高原におきましても、グランピングなど新たな指定管理者による観光開発がスタートしようとしております。

どんな事業も最初から大成功という訳にはいかないと思っています。アクションを起こし、評価し、改善し、また挑戦していく。このサイクルを重ね、人口の増加や地域の活性化、しいて飯綱町の飛躍的な発展という大きな目標に向かって進んでいく所存であります。

議員各位の一層のご協力やご支援を願っております。

コロナ感染症が終息しない中、熱中症の季節を迎えようとしております。コロナ対策と熱中症対策、似たような症状がでて、診療等における混乱も一部危惧されます。農作業など野外での作業が多い地域であり、町民各位に注意を呼び掛けていきたいと思っております。議員各位におかれましても、お身体をご自愛されますよう願っております。

以上申し上げまして閉会のあいさつと致します。有難うございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和2年6月飯綱町議会定例会を閉会します。
長期間ご苦勞様でした。

閉会 午後 2時49分

予算決算常任委員会審査報告

令和2年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡 邊 千賀雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第52号	令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）	可決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第52号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）

質疑①：新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機や失業等で生存を脅かされている人がいる。

最後の拠り所である生活保護制度を利用しやすくするための手立てを講ずるのは町の責務だと考えるが対応を伺う。また、今回の補正予算の編成において、この点についての考慮はされているか伺う。

回答①：生活困窮者等の支援については、社会福祉協議会において、県の制度である緊急小口資金や総合支援資金の貸付けを行っている。生活保護については、保健福祉事務所において、申請から決定、支給までの事務を行っている。当町については、長野保健福祉事務所の管轄である。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、新規の申請は1件もない状況。また、現段階での予算措置はなく、国や県の支援制度で対応している。

質疑②：申請を躊躇っている人のため、幅広い広報が必要と思うがいかがか。

回答②：生活保護を受ける場合、資産等の処分が必要となる。今回の新型コロナにより、資産を処分してまで生活保護を受給するよう指導することが良いのか、または、社会福祉協議会等の貸付支援に対する返済の猶予等を検討した方が良いのか。それぞれの事案について、総合的に検討していくべきと考える。

質疑③：商工費について、商工振興費の負担金、補助及び交付金の関係で、国の制度の対象とならず、補正された事業の対象となる事業者の範囲は。

回答③：今回の補正は、商工会等の意見を参考にし、町独自の支援制度を策定したもの。国や県が指定し、活動の自粛を要請された産業分野に限らず、すべての産業分野を対象とする。具体的には、20%以上の減収となった事業者。支援額は、法人は20万円、個人は10万円を考えている。

質疑④：20%以上の減とは、どこを基準としたか。

回答④：貸付の優遇措置を受ける場合は15%というガイドラインがあり、持続化給付金は50%以上となっている。近隣では15%としているところもあることは承知している。20%とした明確な基準はない。

質疑⑤：持続化給付金は、基準を前年同月比としているが、当町も同様か。

回答⑤：同様である。ただし、1年以内に事業を開始した事業者については、前年同月比を求められないため、1年の事業計画等から算出して扱うことも方法だと考えている。

質疑⑥：ただ今の回答のとおり、1年以内に企業された事業者に対する支援も考えていただきたかった。その点は、大丈夫と受け止めて良いか。

回答⑥：そのように対応する予定。

質疑⑦：商工費について、東高原ゾーン整備事業全体で1,060万円、うち負担金、補助及び交付金で230万円となっているが、内容の詳細は。

回答⑦：飯綱東高原観光施設については、オーガニックリゾート株式会社が平成21年7月から指定管理者として公衆浴場の営業許可を受け、天狗の館の運営を行ってきた。平成22年10月、県が公衆浴場におけるレジオネラ菌発生防止に関する規定を整備するため、条例を改正した。その際、既存設備については、例外規定として、従前通り使用できるとされた。ただし、次の場合、新たに設けられた基準が適用されることとなった。1、浴室の構造や設備を変更するとき。2、営業者が変更になるとき。3、施設の大規模な改修をするとき。この度のオーガニックリゾート株式会社からファーストパシフィックへの指定管理者の変更に伴い、2の営業者が変更になることが該当し、結果的に新たに設けられた基準が適用されることとなった。そこで、改めて公衆浴場の営業許可申請を行ったところ、設備の改修が必要との指摘があった。そのため、天狗の館は4月1日から休業を余儀なくされた。その後、改修計画の検討から工事の実施、県の検査を経て、4月30日に営業許可を得た。その間1か月分の休業補償的費用として、天狗の館及び観光施設管理に必要な人件費や車両維持費など、最低限の管理固定費830万円を指定管理委託料として計上した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、天狗の館を含む町有施設の休業要請を5月15日まで延長したため、1か月半にわたる休業を余儀なくされた。昨年より指定管理者となっていれば受給できたはずの国の持続化給付金200万円、また長野県の休業要請に従い休業を実施したが、指定管理料を受けていたため、感染拡大防止給付金の対象外となった30万円、合計230万円を計上した。

質疑⑧：議案第52号で補正予算の増額は、9,285万1千円となっている。定例会初日の町長あいさつの中で、9,550万円と述べている部分があるが、どのように捉えたら良いか。

回答⑧：町長あいさつの9,550万円は、新型コロナウイルス対策の部分。内容は、3款民生費の地域福祉推進事業の60万円と一人親世帯生活支援事業の180万円、4款衛生費の病院施設費

の6,600万円、7款商工費の商工振興対策事業の1,650万円と東高原ゾーン整備事業の1,060万円の合計となる。

質疑⑨：町民の生活、あるいは経済的困窮度等の実態把握をどのように実施し、補正予算を編成したか。

回答⑨：商工振興費については、町内事業者、法人30、個人事業主270のうち、半分を見込んで算出し、補正予算を編成した。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告

令和2年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第48号	飯綱町税条例の一部を改正する条例	可 決
議案第50号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可 決
請願第1号	免税軽油制度の継続を求める請願書	採 択
陳情第1号 (継続審査)	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採 択

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第48号 飯綱町税条例の一部を改正する条例

質疑①：固定資産税の軽減は令和3年度課税のみ適用ということか。

回答①：令和3年度課税のみ適用。要件により1/2又は全額が軽減となる。

質疑②：地方税法の改正によるものか。町独自のものはあるか。

回答②：すべて地方税法の改正によるもの。

質疑③：町民への広報はどのように考えているか。

回答③：ホームページを考えている。その他、近隣自治体の動向をみて検討したい。

質疑④：各税目について、軽減額はどのくらいを想定しているか。

回答④：対象者の把握が難しいため、試算していない。

質疑⑤：償却資産「課税標準の特例」とは、どのようなものか。メリットとなるのか。

回答⑤：生産性向上特措法の適用に家屋及び構築物を加え、課税標準額がゼロになるというもの。

質疑⑥：中小企業の範囲とは。町ではどのくらいの企業まで固定資産税適用対象となるのか。

回答⑥：中小企業基本法に規定の企業が対象となるが、適用対象には要件がある。

質疑⑦：ゴルフ場などの固定資産税も対象となるのか。

回答⑦：適用対象の中小事業者であれば、令和3年度のみ事業用家屋及び償却資産が対象となる。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第50号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

質疑①：補償基礎額の表中の金額は月額か年額か。

回答①：補償基礎額であり、この金額に障害等級に応じて倍率をかけて補償金が支払われる。

質疑②：法定利率ということだが、上がったか下がったか。

回答②：法定利率は今まで5%の固定であったが、民法の改正により変動制となった。このため事故当日の法定利率に改めた。現在、調べた利率によれば法律の施行当初は3%になっている。時勢により変動はある。

質疑③：予算措置はされているか。

回答③：補償金の予算措置はないが、団員の掛金の予算措置がある。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書

説明者：飯綱東高原観光開発株式会社代表取締役 仲 俣 俊 晴 氏

質疑①：スキー場のみの請願か。

回答①：圧雪車やスノーマシン等、道路を走らない機械等の軽油についてである。

質疑②：138万円の免税額は経営に影響するのか。

回答②：雪不足やコロナの影響で客が減った。制度が廃止されると経費が増え、経営が更に大変になる。

質疑③：請願を提出しているスキー場関係組織の範囲は。

回答③：長野県、新潟県、富山県、石川県の索道事業者で組織された北陸信越山岳観光索道協会。今後はその他の索道協会にも拡大したい。

質疑④：スノーマシンの稼働率は高いのか。

回答④：雪不足や暖冬のため稼働率は高く、例年よりも軽油の使用料は多かった。

質疑⑤：農業・漁業関係団体にも働きかけを行い、請願提出組織を拡大する考えは。

回答⑤：今は索道協会が中心だが、今後は拡大が必要。

意見⑥：スキー場は冬季の町の観光の中心であり、この制度は重要である。農業対策も含め、制度の存続を求める。

討論なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

【3月定例会審査報告】

説明者：なし

質疑①：毎年説明に来ているのになぜ今回は欠席か。

回答①：理由は聞いていない。

意見②：1点目、最低賃金引き上げの目的は、憲法が保障している「何人も健康で文化的な最低限度の生活」なのか、確認してほしい。2点目、最低賃金引き上げではなく、非正規社員約4万4千人、年間所得200万円以下の人の救済措置を求めないのか。ワンパターン化している印象を受ける。資料の中に非正規社員のことに触れていないのは何故か。3点目、今春闘で能率給を求めているが実情はどうであるか。以上3点の質問状を出してほしい。

意見③：政府に対する意見書であるのでこの意見書に問題がない。

意見④：毎年意見書が出されている。非正規社員は立場が弱く、最低賃金は上げるべきである。

意見⑤：会社経営を考えると経営が大変である。最低賃金の引き上げは必要だが判断にしかねる。

意見⑥：昨年度も時給は上がっている。一律1,500円は賛成できない。

継続審査採決：陳情者に詳細について聞きたいので継続審査の動議が出され、全員賛成で閉会中の継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和2年4月9日（木）午後1時

場 所：飯綱町役場2階会議室

説明者：長野地区労働組合総連合事務局長 成 田 隼 氏

質疑①：正規社員にする運動が大切ではないか。農業経営に対する国の支援が必要ではないか。

回答①：労働組合は国へ働き掛けている。

質疑②：時給 1,500 円は現実的ではないのでは。

回答②：大企業は内部留保があるので可能だ。

質疑③：日本の最低賃金は他国と比べ低い方ではないとする専門家がいます。

回答③：専門家の中でも色々な意見があるが、試算した結果、生活保障には 1,500 円が必要。

質疑④：非正規社員の正職員化雇用を訴えてはどうか。

回答④：別の政策の中で要求していく。

質疑⑤：JA と農家支援等についての話し合いは。

回答⑤：協議していきたい。

賛成討論：中小企業が最低賃金を引き上げることに對して、政府の支援策の拡充を求めている内容であり賛成。

賛成討論：意見書は議会として提出するので、陳情書の趣旨を変えない範囲で、農家支援の拡充等も入れて要望していくことにも賛成。

採決の結果：賛成多数で採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告

令和2年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第49号	飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第51号	飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例	可決
陳情第6号	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	不採択

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例

質疑①：労務に服することができない期間はどのように把握するか。

回答①：規則で定めた傷病手当金支給申請書に労務に服することができない期間を勤務先に記入いただく欄があるため、その勤務先の事業主の証明によって把握する。また、医療機関記入用の申請書もあり、労務不能と認めた期間の医師による証明によっても把握する。

質疑②：直近3カ月の給与等の把握はどのようにするか。

回答②：これも傷病手当金支給申請書に給与等を記入する欄があるため、勤務先の事業主の証明によって把握する。

質疑③：議決が必要な条例の中に「規則で定める日まで」とうたわれて、規則が別に定められていると、町長の権限により内容をいかようにも変更できるがそれは良いのか。

回答③：条例の適用期間を規則で別に定めたことについて言えば、コロナウイルスの影響が見通せないため、今後の状況次第で速やかに期間の延長ができるよう規則で適用終期を定めている。

質疑④：個人事業主の家族は傷病手当金支給の対象になるか。

回答④：青色申告による専従者給与については対象となる。

質疑⑤：新型コロナウイルスにより亡くなった方について、傷病手当金の支給がされるか。

回答⑤：亡くなる前の療養期間について、相続人からの申請により支給される。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 51 号 飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：時効の中断について。

回答①：電話督促や催告書等を送付し中断している。

質疑②：時効が 5 年になることで事務作業が楽になるか。

回答②：あまり変わらない。

質疑③：不納欠損額は。

回答③：平成 29 年度約 100 万円、平成 30 年度約 60 万円、平成 31 年度 0 円である。

質疑④：直近 10 年の不納欠損額はどのくらいか。

回答④：約 200 万円程である。

質疑⑤：時効が 5 年、10 年にのびたが、不納欠損を少なくするためには短期的に回収する方が良いと思うのだが。

回答⑤：早期の回収に越したことはないが、支払能力の有無等を確認しながらケースバイケースで対応している。

質疑⑥：資産として計上している未収金は毎年査定しているか。

回答⑥：毎月している。

質疑⑦：5 年の期限は請求した日からか、治療が終了した日からか。

回答⑦：診療を行った時点で請求となるが、診療報酬の場合は、診療の翌月から起算して 5 年間で時効が成立する。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

説明者：長野地区社会保障推進協議会 事務局長 小野 高 聡 氏

質疑①：一定所得以上とは、145万円か。

回答①：検討中。

質疑②：75歳以上の負担がそのままだと、現役世代の負担が増えるのではないか。

回答②：公費を増やすことが求められる。税金の使い方の問題である。

質疑③：団塊の世代が75歳以上になると、医療費が大きくなる。どうするのかの記載がないが。

回答③：国にお金がないことを前提に話しているが、単純にお金がないわけではない。どうお金を集めて再分配していくか。憲法25条に照らして国の義務を果たしているのか。苦しんでいる国民の負担を増やさないことが重要。

質疑④：税金は応能負担が原則で、もっと取れるところからは取り、取れないところからはやめる。陳情からは、それが読み取れない。

回答④：応能負担は、税できちんとやるべき。窓口負担を増やすことが、その人の生活や命を脅かすことになる。お金がないことを前に出し、我慢せよということが政治なのか。そこを何とかすることが政治なのではないか。

反対討論：現役世代に負担がかかるのはどうなのか。

反対討論：中間報告で方向性がはっきりしていない。負担が増える人がどのくらいいるのか、はっきりしない時点で意見書を出すのは賛成できない。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

2番

3番

4番